

宇多津町次世代育成支援行動計画

後期計画

～つながりとぬくもりのあるまち宇多津に向けて～



平成22年3月

宇多津町

はじめに

我が国では、これまでに経験したことのない急速な少子高齢化が進行しています。少子化は将来の総人口の減少や労働力の減少を招くだけではなく、高齢化の進行と併せて、年金や福祉など社会システムの根幹を揺るがすことになります。このような状況を受け、国、地方公共団体及び企業が、平成17年度から10年間、集中的・計画的に少子化対策への取り組みを推進することになりました。

宇多津町におきましても、平成17年度から平成21年度までの5年間を期間とする「宇多津町次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し、「つながりとぬくもりのあるまち宇多津町」のスローガンのもとに、明日の宇多津町を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つために、行政や保護者のみではなく地域全体で子育て支援の輪を広げていくよう、関係者の方々と連携を図り、様々な施策を推進してまいりました。

このたび、前期計画のスローガンを継承しつつ、核家族や保護者の共働きによる子育て支援ニーズの多様化や子育てを取り巻く状況や環境の変化などに対する評価や必要な見直しを行い、地域の中で安心して子どもを産み、子育てが出来る環境を整えることを目指し、後期計画を策定しました。

今後も、町民の皆様や地域・関係団体などとさらに連携を密にしながら施策を総合的に推進し、少子化に的確に対処するとともに、子育て環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「宇多津町次世代育成支援対策推進協議会」の委員の皆様、並びに関係各位から貴重なご意見をいただきましたことに、心から厚くお礼を申し上げます。

平成22年3月

宇多津町長 谷川 実

—目次—

第1章 計画策定の概要	- 1 -
1. 計画策定の趣旨	- 1 -
2. 計画の性格	- 2 -
3. 計画の期間	- 2 -
4. 計画の策定にあたって	- 3 -
第2章 宇多津町の子どもと家庭の現状	- 4 -
1. 人口等の状況	- 4 -
2. 将来推計人口	- 8 -
3. 子育て環境の変化	- 10 -
4. 子育て支援事業の取り組み状況	- 13 -
第3章 計画の基本的な考え方	- 19 -
1. 基本理念	- 19 -
2. 基本的な視点	- 20 -
3. 施策の基本目標	- 22 -
4. 計画の体系	- 25 -
第4章 現状と施策の目標	- 26 -
1. 地域における子育ての支援	- 26 -
2. 子育て中の親子・思春期の子どもたちの健康の確保および増進 ...	- 37 -
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	- 43 -
4. 子育てを支援する生活環境の整備	- 47 -
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	- 50 -
6. 子ども等の安全の確保	- 53 -
7. 要保護児童への対応などへの、きめ細かな取り組みの推進	- 56 -
8. そのほか委員の提言	- 61 -
第5章 目標事業量	- 62 -
第6章 計画の推進	- 63 -
1. 町民・関係機関等との連携	- 63 -
2. 社会・経済情勢や財政状況への的確な対応	- 63 -
3. 計画の実施状況の点検及び推進体制	- 63 -
資料編	- 64 -
宇多津町次世代育成支援対策推進協議会設置要綱	- 64 -
宇多津町次世代育成支援対策推進協議会 委員名簿	- 66 -

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

近年の少子化、核家族化、地域社会の希薄化、女性の社会進出や価値観、ライフスタイルの多様化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

少子化の現状を表す一つの指標である合計特殊出生率は、平成20年において、全国では1.37、香川県では1.47となっており、宇多津町においても、現状のままでは、少子化が進行することが予想され、子どもが健やかに生まれ育つ環境を整えることは、地域全体で取り組む課題となっています。

こうした少子化の流れに対して、国では、これまでエンゼルプランや新エンゼルプランなどに代表される子育て支援計画を推進してきましたが、依然として止まらない少子化の流れを変えるため、平成15年に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、これを具体化するため平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

この法律に基づく国の策定指針を受けて、都道府県及び市町村並びに事業主が次世代育成支援対策推進のための行動計画（前期計画）を策定しました。

さらに、予想以上に進行する少子化に対処するため、少子化社会対策会議において、平成18年6月に「新しい少子化対策について」、平成19年12月に『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」、そして、厚生労働省においては、平成20年2月に『新待機児童ゼロ作戦』について」などを取りまとめ、一層の取り組みを進めているところです。

本町においても、子育て家庭を地域全体で総合的・計画的に推進していくため、平成17年3月に「宇多津町次世代育成支援行動計画～つながりとぬくもりのあるまち宇多津に向けて～」を策定し、これを前期計画として、今後さらに一段の取り組みを推進するため、「宇多津町次世代育成支援行動計画 後期計画」を策定するものです。

2. 計画の性格

本計画は、「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」第8条第1項に基づき、本町が策定する次世代育成支援対策の実施に関する計画であり、「宇多津町次世代育成支援行動計画～つながりとぬくもりのあるまち宇多津に向けて～」（平成17年3月策定）を前期計画として、これを継承する後期計画となる次世代育成のための総合的な計画です。

また、この計画は、宇多津町長期振興計画（平成16年度～平成25年度）や関連する計画との整合性・調和を保ち、同時にさまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるものとして定めています。

なお、本計画は、子どもとその家庭・学校・地域・企業・行政等すべての個人及び団体を対象とします。また、本計画において子どもとは、18歳未満の者をいいます。

3. 計画の期間

本計画の期間は、次世代育成対策推進法に基づき、平成22年度を初年度として平成26年度を目標年度とする5年間です。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
前期計画期間									
				見直し	本計画（後期計画）期間				

4. 計画の策定にあたって

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定資料として、保育ニーズや宇多津町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施された「宇多津町次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成 21 年 3 月）を参考にしています。

■調査概要

調査票	調査対象者	調査部数	調査方法	調査期間
就学前児童用	平成 21 年1月1日現在、宇多津町在住の就学前児童のいる世帯	1,113 部	郵送配布・回収	平成 21 年 3 月 2 日 ～平成 21 年 3 月 16 日
小学生用	平成 21 年1月1日現在、宇多津町在住の就学児童のいる世帯	613 部		

■回収結果

	配付部数	回収部数	回収率
就学前児童用	1,113 部	604 部	54.3%
小学生用	613 部	315 部	51.4%
合 計	1,726 部	919 部	53.2%

(2) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、子育て支援関係者、関係団体、有識者等からなる、「宇多津町次世代育成支援対策協議会」を設置し、本計画及び宇多津町の子育て支援のあり方について協議を行いました。

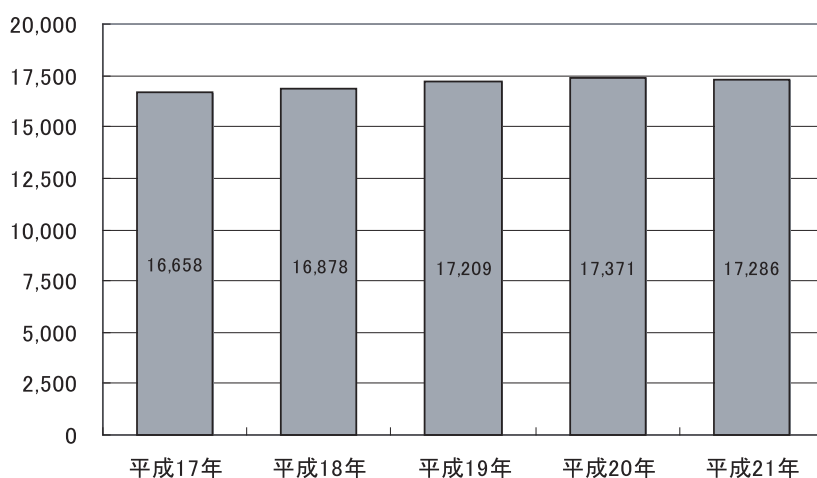
第2章 宇多津町の子どもと家庭の現状

1. 人口等の状況

(1) 総人口の推移

総人口の推移状況を見ると、平成 17 年の 16,658 人から平成 20 年の 17,371 人と増加傾向を示していましたが、平成 21 年には 17,286 人と増加傾向にやや歯止めがかかっています。

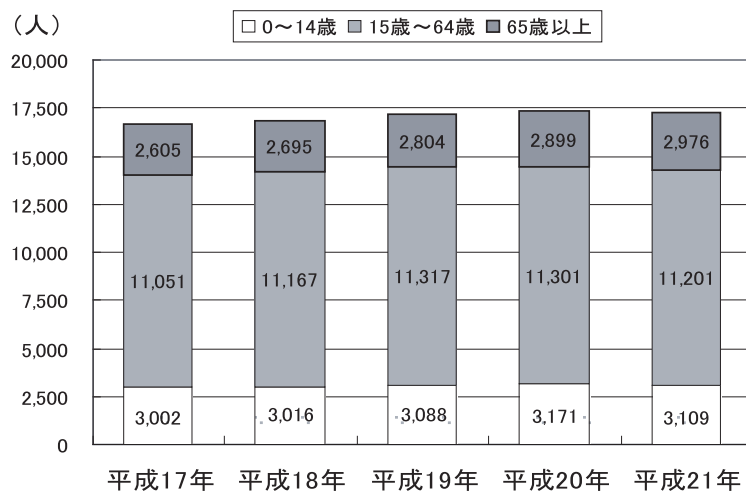
■総人口の推移状況
(人)



資料:住民基本台帳

また、年齢3区分人口の推移状況を見ると、0～14歳人口は平成20年まで増加傾向がありましたが、平成21年に減少に転じています。また15～64歳は平成20年から減少傾向にあります。一方、65歳以上人口については、毎年増加傾向にあります。

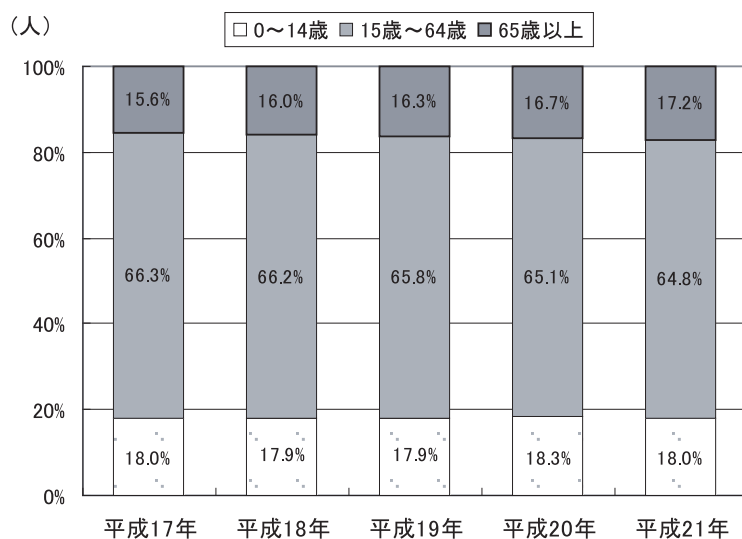
■年齢3区分人口の推移状況



資料:住民基本台帳

年齢3区分人口割合の推移状況をみると、0～14歳は約18%で推移しており、15～64歳については低下傾向、65歳以上は上昇傾向にあります。

■年齢3区分人口割合の推移状況

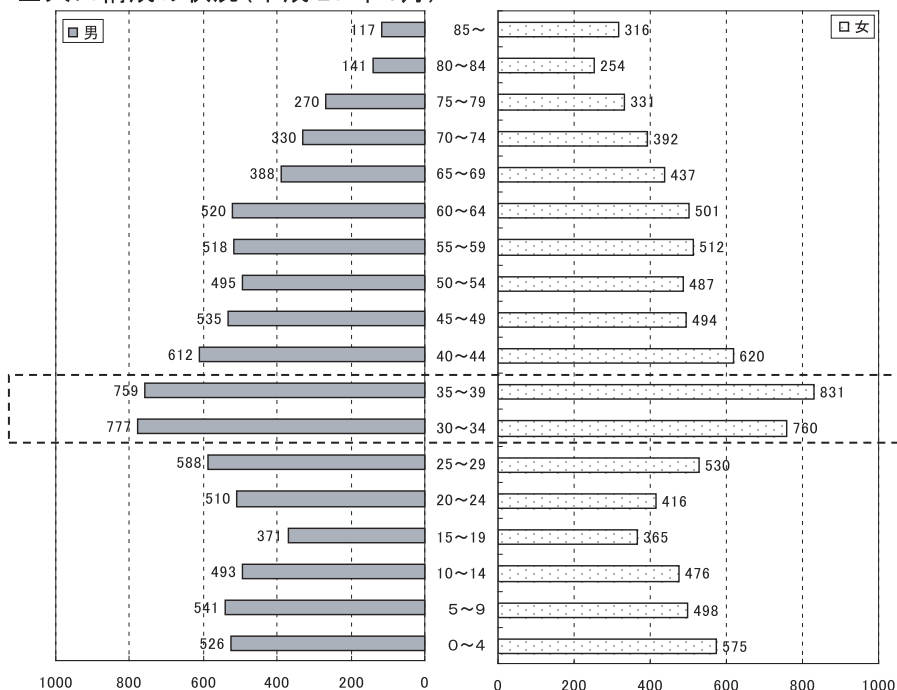


資料：住民基本台帳

（2）人口構成

人口の構成状況をみると、30～34歳及び35～39歳の層が多くなっています。また、15～19歳が少なくなっており、14歳以下の子どもは多くなっていることから、現在子育て中の若い世帯が多い状況と推測されます。

■人口構成の状況（平成21年4月）



資料：住民基本台帳

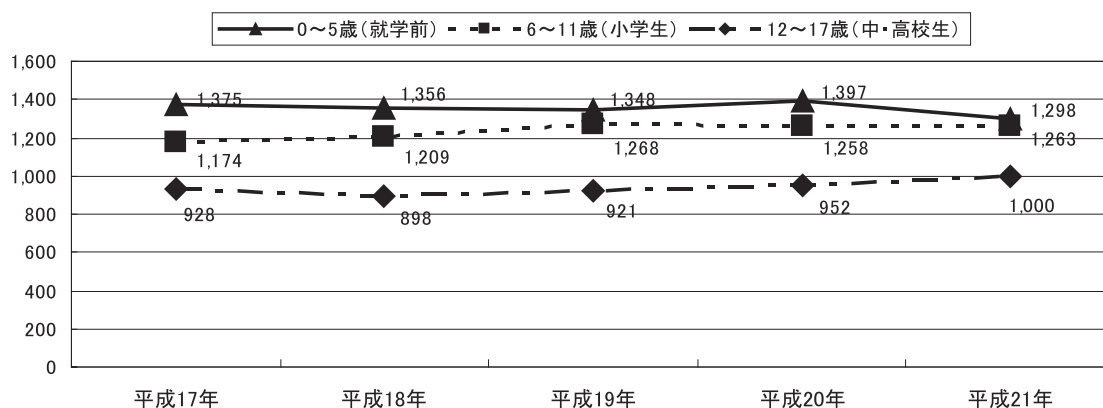
(3) 子どもの推移

子どもの推移状況をみると、6～11歳の小学生、12～17歳の中・高校生ともに増加傾向があります。0～5歳就学前の子どもについては、平成20年は増加していますが、平成21年は減少傾向を示しています。

■子どもの推移状況

単位:人

年齢	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0歳	232	226	248	268	203
1歳	228	230	230	257	256
2歳	239	214	217	219	238
3歳	211	232	213	221	196
4歳	250	202	234	211	208
5歳	215	252	206	221	197
6歳	228	201	245	204	215
7歳	208	231	196	243	199
8歳	192	204	228	195	240
9歳	198	192	207	227	188
10歳	193	193	191	198	225
11歳	155	188	201	191	196
12歳	152	146	177	191	183
13歳	153	153	146	176	192
14歳	148	152	149	149	173
15歳	147	141	160	147	152
16歳	160	142	145	153	149
17歳	168	164	144	136	151
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0～5歳(就学前)	1,375	1,356	1,348	1,397	1,298
6～11歳(小学生)	1,174	1,209	1,268	1,258	1,263
12～17歳(中・高校生)	928	898	921	952	1,000
小計	3,477	3,463	3,537	3,607	3,561

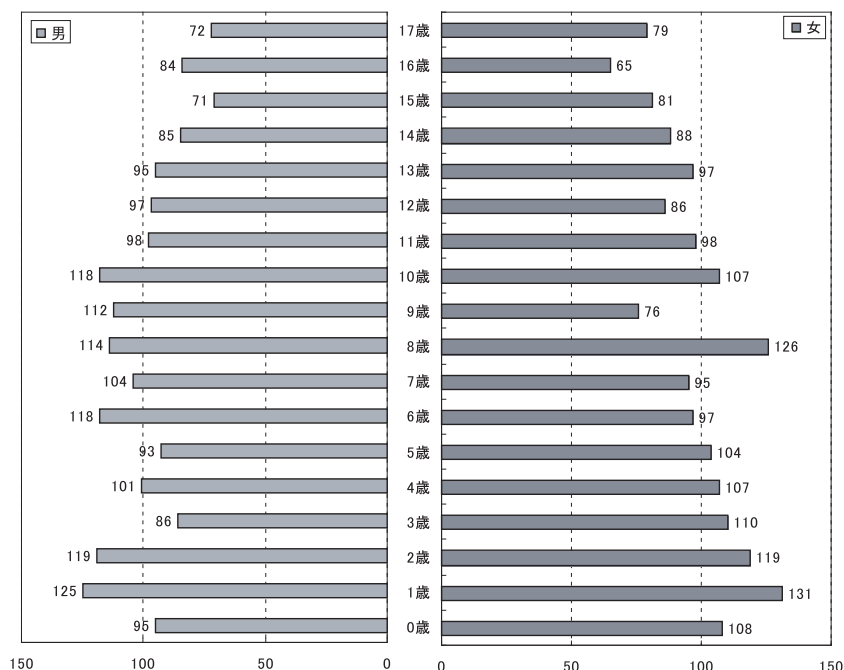


資料:住民基本台帳

年齢・男女別人口の状況をみると、男女ともに1歳が最も多くなっており、各年により子ども数の増減はありますが、概ね、10歳から年齢が上がるにつれ減少傾向にあります。

■年齢・男女別人口状況(平成21年4月1日) 単位:人

	男	女
0歳	95	108
1歳	125	131
2歳	119	119
3歳	86	110
4歳	101	107
5歳	93	104
6歳	118	97
7歳	104	95
8歳	114	126
9歳	112	76
10歳	118	107
11歳	98	98
12歳	97	86
13歳	95	97
14歳	85	88
15歳	71	81
16歳	84	65
17歳	72	79
	男	女
小計	1,787	1,774
合計	3,561	
0～5歳	1,298	
6～11歳	1,263	
12～17歳	1,000	



資料:住民基本台帳

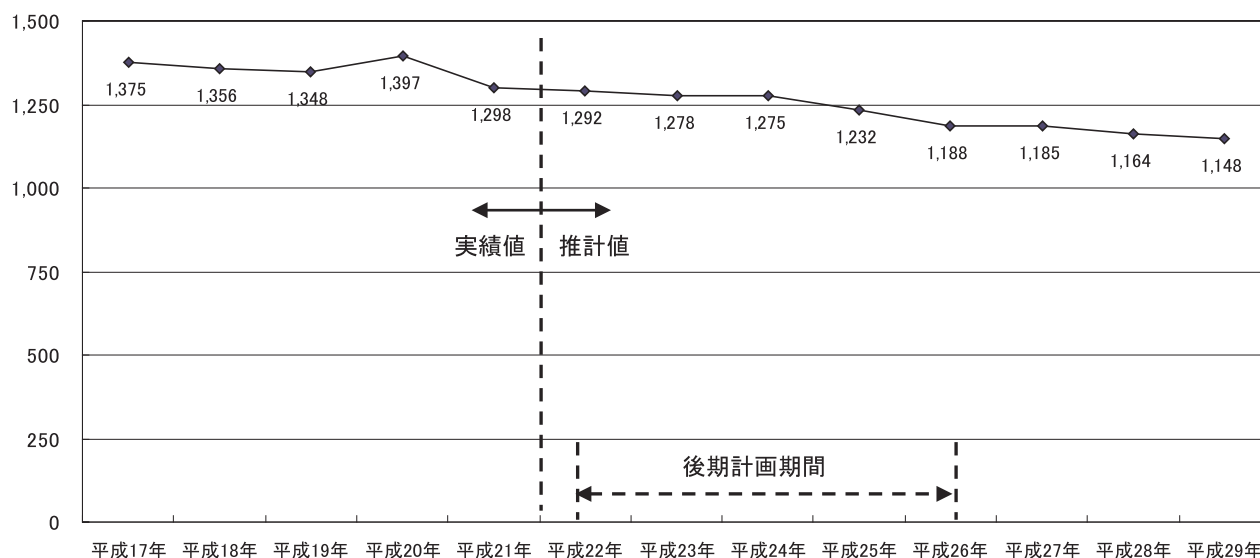
2. 将来推計人口

(1) 0～5歳将来推計人口

0～5歳将来推計人口の状況をみると、平成22年には1,292人、平成26年には1,188人、平成29年には1,148人まで減少していくものと予測されます。

■0～5歳将来推計人口

(人)



平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年

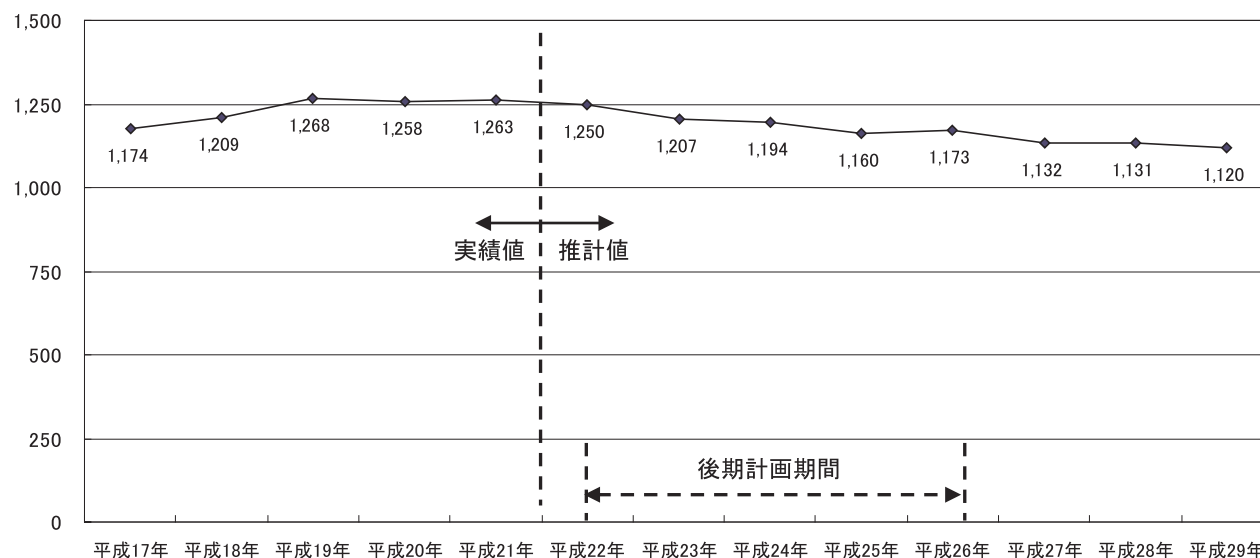
※住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法に基づき推計

(2) 6～11歳将来推計人口

6～11歳将来推計人口の状況をみると、平成22年には1,250人、平成26年には1,173人、平成29年には1,120人まで減少していくものと予測されます。

■6～11歳将来推計人口

(人)

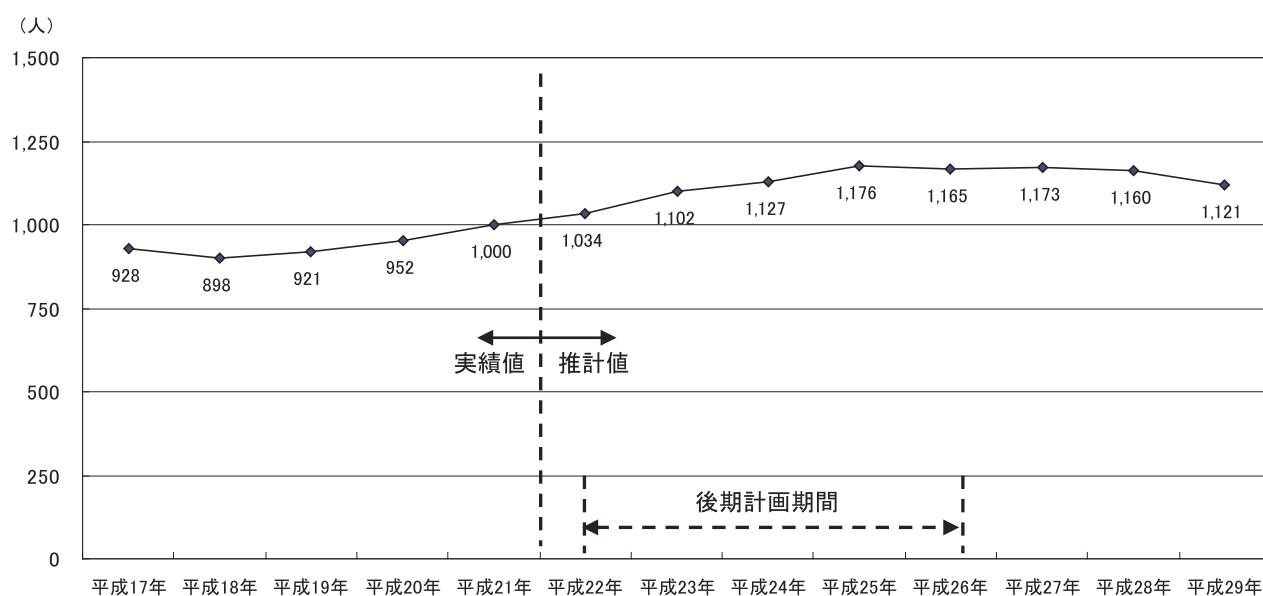


平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年

(3) 12～17歳将来推計人口

12～17歳将来推計人口の状況をみると、平成22年には1,034人、平成26年には1,165人、平成29年には1,121人まで減少していくものと予測されます。

■12～17歳将来推計人口



3. 子育て環境の変化

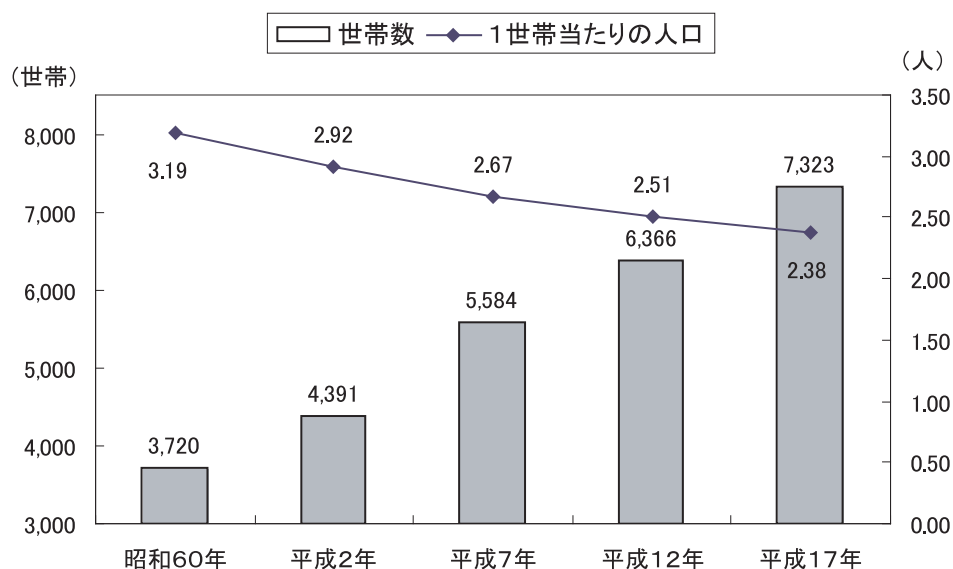
(1) 世帯状況

世帯数の推移状況をみると、平成 17 年には 7,323 世帯となり、増加傾向が顕著でしたが、平成 21 年 3 月 31 日現在の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」によると 7,454 世帯となっており現在は大きな増加はないと推測されます。また、1 世帯当たり人口の推移状況をみると、平成 17 年で全国平均 2.55 人に対して本町では 2.38 人となっていて、核家族化が進行していることがうかがわれます。

■世帯数及び1世帯当たり人口の推移状況

	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年
総人口	11,864	12,807	14,928	15,978	17,460
世帯数	3,720	4,391	5,584	6,366	7,323
1世帯当たりの人口	3.19	2.92	2.67	2.51	2.38

資料:国勢調査



(2) 就業状況

本町の産業別における就業状況をみると、平成17年で第一次産業従事者が1.3%、第二次産業従事者が30.5%、第三次産業従事者は67.0%となっており、第三次産業従事者の割合が高くなっています。

■産業別における就業状況

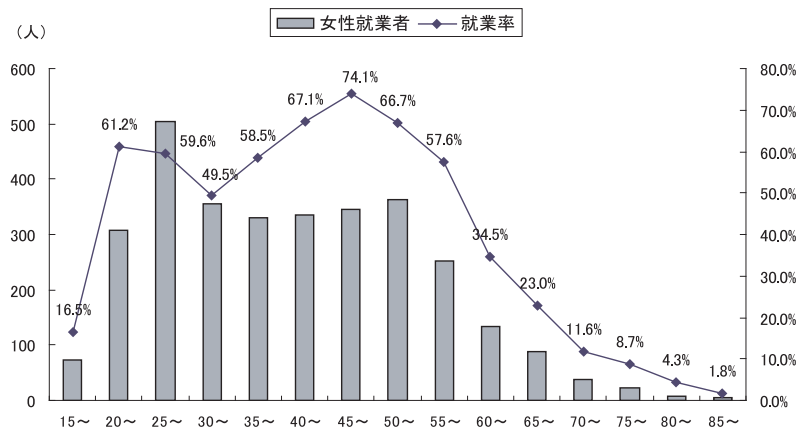
平成17年産業別就業人口		第一次産業	第二次産業	第三次産業
香川県	人	35,086	130,359	321,005
	%	7.1	26.6	65.4
宇多津町	人	110	2,591	5,686
	%	1.3	30.5	67.0

資料:国勢調査

(3) 女性の就業状況

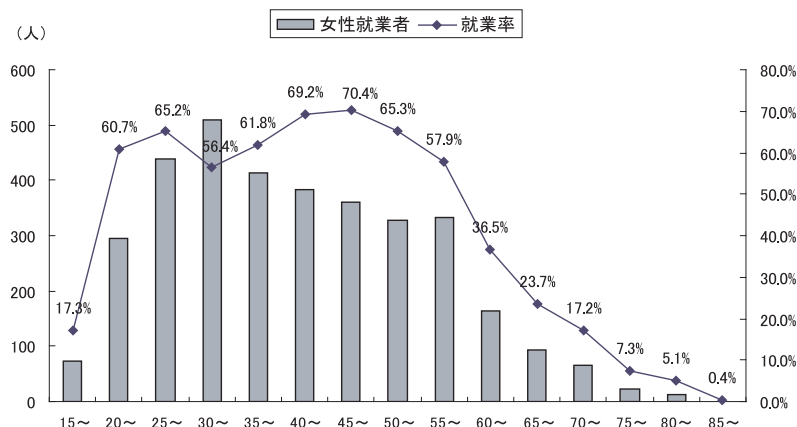
平成17年における女性の就業者数及び就業率の状況をみると、就業者数では(30～34)歳が最も多く、就業率では45～49歳が最も高くなっています。

■女性就業者数及び就業率(平成12年)



資料:国勢調査

■女性就業者数及び就業率(平成17年)



資料:国勢調査

(4) 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率とは、人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す指標ですが、この合計特殊出生率（※ベイズ推定値）の状況をみると、平成15年～平成19年平均で、宇多津町は1.72となっており、全国及び香川県全体を上回っている状況です。

■ 合計特殊出生率(ベイズ推定値)の状況

平成10年～平成14年平均	合計特殊出生率	平成15年～平成19年平均	合計特殊出生率
全国	1.35	全国	1.31
香川県	1.47	香川県	1.46
宇多津町	1.83	宇多津町	1.72

※ベイズ推定値とは、対象の市区町村と同質と考えられる周辺地域（二次医療圏）のデータを組み合わせたベイズモデルにより合計特殊出生率及び標準化死亡比を補正し算出した数値です。

資料：人口動態統計特殊報告

4. 子育て支援事業の取り組み状況

推進視点		実施施策																																			
地域の子育て・子育て	子育て支援ネットワークの充実	○子育て支援のネットワークづくり																																			
		子育てサークル活動の促進 ・地域子育て支援センターにて育児サークル																																			
		児童虐待防止ネットワークの充実 ・子育て支援相談員の配置 ・児童対策地域協議会設置 ・児童虐待対応研修の実施																																			
		情報の提供 ・携帯サイト「くらしナビ」にて子育て情報の配信 ・町内の商店でクーポン券が取得できる「子育て証明書」制度																																			
		○相談・援助体制の充実																																			
		保育所・保健センターなどでの相談・援助 ・子育て相談業務の実施																																			
		民生委員児童委員・主任児童委員の活動 ・児童部会を中心とした定期的研修会の開催																																			
		専門相談の実施 ・専門員による各種相談を実施（子育て、教育、ことば、障がい、育児、栄養）																																			
		○子育て支援拠点の整備・充実																																			
		つどいの広場事業の実施 ・サポートセンターで「つどいの広場」実施																																			
地域子育て支援センター事業の実施 ・わかくさ保育園で「パンダクラブ、ピヨピヨ広場」等の事業実施																																					
子育て支援サービスの充実	○保育事業の充実																																				
	待機児童の解消 ・保育所定員増にて解消（平成 18 年 600 名、平成 21 年 615 名）																																				
	<table><tr><th>保育所名</th><th>公・私</th><th>定員</th><th>延長</th><th>休日</th><th>一時</th></tr><tr><td>中央保育所</td><td>公</td><td>150</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>平山保育所</td><td>公</td><td>90</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>わかくさ保育園</td><td>私</td><td>150</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>わかくさ北保育園</td><td>私</td><td>180</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>あおやま保育園</td><td>私</td><td>45</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	保育所名	公・私	定員	延長	休日	一時	中央保育所	公	150	○			平山保育所	公	90	○			わかくさ保育園	私	150	○		○	わかくさ北保育園	私	180	○	○		あおやま保育園	私	45	○	○	○
	保育所名	公・私	定員	延長	休日	一時																															
	中央保育所	公	150	○																																	
	平山保育所	公	90	○																																	
わかくさ保育園	私	150	○		○																																
わかくさ北保育園	私	180	○	○																																	
あおやま保育園	私	45	○	○	○																																
延長保育の充実 ・5 保育所で実施																																					
休日保育の充実 ・2 保育所で実施																																					
保育所の整備 ・私立保育所の認可、私立保育所の定員増																																					

推進視点	実施施策
地域の子育て・子育て	○一時預かり型事業の充実 放課後児童クラブの充実 ・宇多津育成クラブ・宇多津北育成クラブの2か所に設置 一時保育の充実 ・2保育園で実施 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ・丸亀市の亀山学園（養護施設）に委託 乳幼児健康支援一時預かり事業の実施検討 ・病児・病後児保育事業が実施可能な町内医療機関と協議
	○早期対応による発達支援の推進 早期発見と相談支援体制の推進 ・療育相談支援事業を町内の事業所に委託 ・理学療法士、作業療法士によるリハビリ指導 障がい児保育の充実 ・障がい児保育の研修の実施 ・積極的な障がい児保育の実施
	○障がい児教育の充実 教員の資質向上 ・各種研修会への積極的参加 ・特別支援教育実施のための生活支援員の配置（幼稚園・小学校・中学校） 施設の整備・充実（バリアフリー・ユニバーサルデザイン） ・スロープ（小学校）や昇降用リフト（中学校）の設置 ・障がい者用トイレの設置 ・難聴者用の防音工事施工
	○地域での支援の推進 児童デイサービスの利用促進 保護者の軽減 ・児童居宅介護（ホームヘルプサービス）、児童短期入所（ショートステイ）の利用 障がいのある中高生の預かり事業の実施 ・障がい児タイムケア事業の実施
	○子育てに伴う経済的負担の軽減 ○保育料などの負担の軽減 保育料の軽減 ・非課税世帯で母子家庭、在宅障がい児のいる世帯に関して保育料免除 ・同一世帯で2人以上就学前児童が保育所・幼稚園に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は全額免除 ・扶養する子が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満時の全額免除 幼稚園就園奨励費補助制度の活用 ・経済的負担軽減と公私立間の負担格差軽減のため、補助金交付 ○子育て費用に対する社会的支援 児童手当の支給 ・小学校卒業まで5,000円支給（平成18年度より実施） ・3歳未満は10,000円支給（平成19年度より実施） 医療費の負担軽減 ・満6歳に達した日の属する月末まで医療費を助成。県下の医療機関にあっては現物給付。 ひとり親家庭等への支援 ・母子家庭等への医療費支給

推進視点		実施施策
母子の健康づくり	母子の健康づくりの推進	○母子の健康づくりの推進
		子育てに関する情報提供の充実 ・乳幼児健康診査や育児相談等の携帯サイトへの配信
		健康診査や保健指導の充実 ・マタニティセミナー、1歳おめでとう相談、離乳食講習会の開催 ・3か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診の実施 ・乳児家庭全戸訪問事業の実施
		歯科保健対策の推進 ・1歳6か月児健診、3歳6か月児健診時に、フッ素塗布・ブラッシング指導
		自主的な健康づくりの推進 ・健康づくり教室、健康体操の実施
	食育の推進	○食育の推進
		家庭での食生活改善の啓発 ・生活習慣確立のための「早寝早起き朝ごはん」運動の一環として推進
		学校教育における食育の推進 ・冷凍食品をできるだけ使わないような、野菜などの料理にあった調理法の指導 ・血液検査（小学校4年、中学1年対象）の実施、再検査が必要な生徒への指導
	発見・治療の推進	○疾病の予防と早期発見・早期治療の推進
		医療体制の強化 ・医療、福祉、教育機関との連携
子どもの心身の健やかな成長を促す教育	豊かな人間性を育てる教育の推進	疾病の予防と早期発見の推進 ・こども相談、育児相談、ことばの相談等の実施
		○幼児教育の充実
		教育内容の充実 ・「宇多津教育」マスタープランによる保幼小中の連携
		保育所等との連携強化 ・「宇多津教育」マスタープランによる保幼小中の一貫性教育の推進
		教職員の資質向上 ・県主催の研修会に参加
		施設の整備・充実 ・耐震補強工事の実施
		○学校教育の充実
		教育内容の充実 ・「宇多津教育」マスタープランによる保幼小中の一貫性教育の推進
		学校施設・設備の充実 ・耐震工事(中学校)の実施 ・北小学校、中学校の増築計画、宇小学校の耐震補強計画の策定
		家庭・地域との連携 ・ボランティア活動の推進 ・学校支援ボランティアによる地域の見守り実施
		教職員の資質向上研修の充実 ・県主催の研修会への参加 ・町独自の研修の実施
		人権教育の推進 ・町独自の教材の作成

推進視点		実施施策
次代の親づくり	推進 豊かな人間性を育てる教育の	○多様な体験・交流機会の提供 - 子どもの自主的な活動の推進 ・「ふくしっ子セミナー」での体験学習 ・ボランティア銀行への預金 - 国際交流の推進 ・中学生の海外派遣 - ボランティア活動への参加の推進 ・中学生のボランティアへの積極的参加の促進 - 高齢者との交流活動の促進 ・小学校の総合学習として、老人会のメンバーが講師となり実施 ・中学生の福祉施設訪問、交流
	次代の親づくり	○次世代親づくり - 子育てマインドの形成 ・町 PTA 連絡協議会、おやじの会などと子育て支援活動 - 思春期保健対策の推進 ・保健体育授業での取り組み - 薬物乱用防止等の推進 ・中学校で、薬物・喫煙の害について講演会の開催 ・少年育成センターによる啓発パトロールと推進員による啓発活動 - 相談体制の充実 ・子育て相談、子ども教育相談の実施
子育て・子育てを支援する生活環境	子どもを危険から守るための取り組みの推進	○虐待防止対策の推進 - 児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携 ・児童虐待の防止のため、「オレンジリボン」運動の推進 ・早期発見・早期対応で促進するための啓発活動
		○防犯対策の推進 - 防犯意識の高揚と防犯パトロールの強化 ・地域住民、PTA 等によるボランティアでの青色防犯パトロールの町内巡回 - 防犯施設の整備 ・JR 宇多津駅前駐輪場に青色防犯灯の設置 ・防犯拠点として安全安心ステーションの設置
		○子どもの安全確保の推進 - 交通安全活動の推進 ・交通安全母の会や青年会による、カーブミラー清掃等の交通安全活動の推進 - 事故防止対策の推進 ・通学路の危険箇所の点検・改善
	子育て・子育てバリアフリー	○子育て家庭にやさしいまちづくり - 公共施設のバリアフリー ・新規公共施設へのスロープ等設置 - 安全で外出しやすい道路の整備 ・臨海公園線のバリアフリー工事、中央線歩行者専用道路のバリアフリー工事（平成 17 年度実施）
		○安全・安心な公園づくり - 利用しやすい公園づくり ・臨海公園トイレの建替え（遊具広場に子ども用トイレ新設、ベビーシート設置） - 安全な公園の維持・管理 ・1号公園、中央公園、ガラガラ公園の遊具の新設、危険遊具の点検・修繕 - 新たな子どもの遊び場の確保 ・臨海公園に遊具広場を新設（大型複合遊具、大型滑り台、幼児用複合遊具等）

推進視点		実施施策
社会全体で進める子育て・子育て		安全な公園の維持・管理 ・ 1号公園、中央公園、ガラガラ公園の遊具の新設、危険遊具の点検・修繕
		新たな子どもの遊び場の確保 ・ 臨海公園に遊具広場を新設（大型複合遊具、大型滑り台、幼児用複合遊具等）
	子育て・子育てに対する意識の啓発の推進	○地域の健全育成づくりの推進
		少年育成センターの充実 ・ 地域、学校、行政、各種団体の協力のもと、巡回指導の実施
		地域ぐるみの青少年健全育成の推進 ・ 放課後子どもスポーツ教室の実施 ・ 町内の寺社にて夏休みの寺子屋教室の開催
		子育て・子育てに関する意識の啓発 ・ 町民会議等で老若男女を問わない地域住民の主体的な子育て支援活動及び交流推進
	社会参画と子育ての両立	○社会参画と子育ての両立の推進
		男女共同参画意識の形成 ・ 男女共同参画基本計画策定
		男女共同参画に関するセミナーや講演会への積極参加

前期計画の目標事業量の実施状況

番号	項 目	基準年度 (16年度)	実績 (21年度)	目標量 (21年度)	達成率
1	通常保育事業（定員数）	540名 4か所	615名 5か所	600名 5か所	100.0%
2	延長保育事業（設置か所数）	4か所	5か所	5か所	100.0%
3	休日保育事業（設置か所数）	1か所	2か所	1か所	200.0%
4	夜間保育事業（設置か所数）	0か所	0か所	0か所	-
5	一時預かり事業（設置か所数）	1か所	2か所	1か所	200.0%
6	乳幼児健康支援一時預かり事業【病後児保育・施設型】 （設置か所数）	0名／1日 0か所	0名／1日 0か所	0名／1日 0か所	- -
7	子育て短期支援事業【ショートステイ事業】 （設置か所数）	0名／1日 1か所	0名／1日 1か所	0名／1日 1か所	100.0%
8	子育て短期支援事業【トワイライトステイ事業】 （設置か所数）	0名／1日 0か所	0名／1日 1か所	0名／1日 1か所	- 100.0%
9	つどいの広場事業（設置か所数）	0か所	1か所	1か所	100.0%
10	地域子育て支援センター事業（設置か所数）	1か所	1か所	1か所	100.0%
11	ファミリーサポート・センター事業（設置か所数）	0か所	0か所	0か所	-
12	放課後児童健全育成事業（設置か所数）	2か所	2か所 96名	3か所	66.7%

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は前期計画を引継ぎ、さらなる子育て支援施策を充実させていくことを大きな目的としており、前期計画で掲げた5つの視点、「地域の子育て・子育て ～子育ての自信につなげる～」 「母子の健康づくり ～親と子の健康につなげる～」 「子どもの心身の健やかな成長を促す教育 ～子どもの生きる力につなげる～」 「子育て・子育てを支援する生活環境 ～安心・安全のまちづくりにつなげる～」 「社会全体で進める子育て・子育て ～支え合う子育て・子育てにつなげる～」を継承するとともに、本町では今現在30歳代の家庭が多い状況でもあることから、子育て支援に力を入れ、また、宇多津町のまちづくりを進める点からも、地域社会全体で子育て支援に取り組んでいきます。

（1）地域社会全体で少子化に取り組めます

少子化がもたらす社会的・経済的な影響は、現在のみならず、このままでは将来にわたって影響を及ぼすものと考えられます。そのため、地域住民・企業・各種団体など、地域社会全体で少子化への対応に取り組み、子どもを生むことができる地域社会をめざすことが大切です。

（2）家庭での子育てを基本とします

子どもが最も安心できる場所が家庭です。家庭内での児童虐待が深刻な社会現象として現れている今日、子どもが健やかに成長する場として家庭生活を構築することが、親をはじめとした保護者に最も求められています。

（3）地域で学び、子育てを支援します

子どもの健全育成の基本は家庭ですが、核家族化により減少した知識の世代間継承や社会的環境の変化によって、家庭での子育て能力は低下傾向にあるといえます。こうしたことを地域みんなの課題としてとらえた上で、子育ての意義について共通理解を深め、個々の子どもや家庭を支えられる地域社会を築くことが重要です。

（4）子育ての喜びが実感できる配慮をします

さまざまな問題からくる子育てへの不安を解消するには、保護者と地域社会が密なつながりを持って、家庭を取り巻く環境を整えていく必要があります。不安や問題の解消によって、子育ての喜びを実感できるということが重要です。

2. 基本的な視点

本計画の基本的な視点としては、国の基本指針に基づき下記の視点を前期計画を継続しながら重視していきます。

(1) 子どもの視点

(2) 次代の親づくりという視点

(3) サービス利用者の視点

(4) 社会全体による支援の視点

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

(8) サービスの質の視点

(9) 地域特性の視点

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みを進めます。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

(3) サービス利用者の視点

近年の社会状況・経済状況の変化に伴う、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

（４）社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、国・県・町はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、さまざまな担い手の協働のもとに対策を進めていきます。

（５）仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、住民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして 少子化対策の観点からも重要であり、社会全体の運動として進め、国・県・町や企業をはじめとする関係者が連携して進めることが重要であり、宇多津町の実情に応じた展開を図ります。

（６）すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進していきます。

（７）地域における社会資源の効果的活用の視点

さまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要であり、また、保育所・幼稚園等の活用や、児童館、公民館（コミュニティ分館）、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図っていきます。

（８）サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めていきます。

（９）地域特性の視点

本町の地理的特性に加え、人口構造や産業構造、社会資源の状況等より、利用者のニーズや必要とされるサービスも異なることから、様々な特性を踏まえて取り組みを進めていきます。

3. 施策の基本目標

本計画の施策の基本目標としては、下記の7つの基本目標とします。前期計画を継続しながら推進していきます。

(1) 地域における子育ての支援

(2) 子育て中の親子・思春期の子どもたちの健康の確保および増進

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

(6) 子ども等の安全の確保

(7) 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進

(1) 地域における子育ての支援

これまでの地域社会では、共同生活や相互扶助を前提に、そこに住む人々が子どもたちを見守るという機能を果たしてきました。しかし、近年、核家族化や高齢化及び都市化の進行などにより地域の連帯感は希薄化しています。

児童・生徒の健全育成のために、各家庭と地域・各種団体・行政・学校・幼稚園・保育所等が連携し、地域におけるさまざまな子育てサービスや保育サービス等を充実するとともに、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

(2) 子育て中の親子・思春期の子どもたちの健康の確保および増進

少子化の進行や地域における連帯感の希薄化により、妊娠、出産、育児に対する母親のさまざまな不安や悩みが増えてきています。

また、食の変化により、子どものアレルギー性疾患も増加しています。

このため、これまでの母子保健対策などの取り組みを維持・充実させ、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるような体制づくりを推進します。

（３）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭や地域の教育力を向上させ、子どもの成長とともに豊かな心や健やかな身体、確かな学力を育てる環境が必要です。このことは、家庭を築き、子どもを生み育てることの大切さや意義を理解する次代の親を育成することになります。

このため、家庭・学校・地域・行政が連携しながら、教育環境の整備・充実に努めます。

（４）子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるためには、住環境、道路交通環境等の整備や防犯に配慮したまちづくりが重要です。

このため、子育て家庭を含めたすべての人が安心して快適に暮らすことができ、外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した生活環境の整備に努めます。

（５）職業生活と家庭生活との両立の推進

核家族化、共働き家庭の一般化に伴い、職業生活と家庭生活は以前に比べ大きく変化してきました。

若い世代の中から徐々にではありますが、かつてのような性別役割分担が減り、アンペイドワーク（家事・育児・介護などの無償労働）をそれぞれが受け持つようになりはじめました。

さらに、結婚・出産後も継続して仕事を続ける女性が増えているのも合わせて考えると、仕事と家庭生活を両立（ワーク・ライフ・バランス）させるための支援が必要です。そのために、男女を問わず、育児休業を取得しやすく、また、子育てをしながら働きやすい職場環境の整備を推進します。

（６）子ども等の安全の確保

子育て中の家庭が持つ不安の中に、子どもの交通事故や犯罪被害への不安が大きくあります。

子どもを交通事故や犯罪被害から守り、子どもの生命や健康が守られる環境づくりのために、各家庭・警察・行政・保育所・幼稚園・学校・関係団体の協力体制を強化します。

（７）児童・生徒への対応など、きめ細かな取り組みの推進

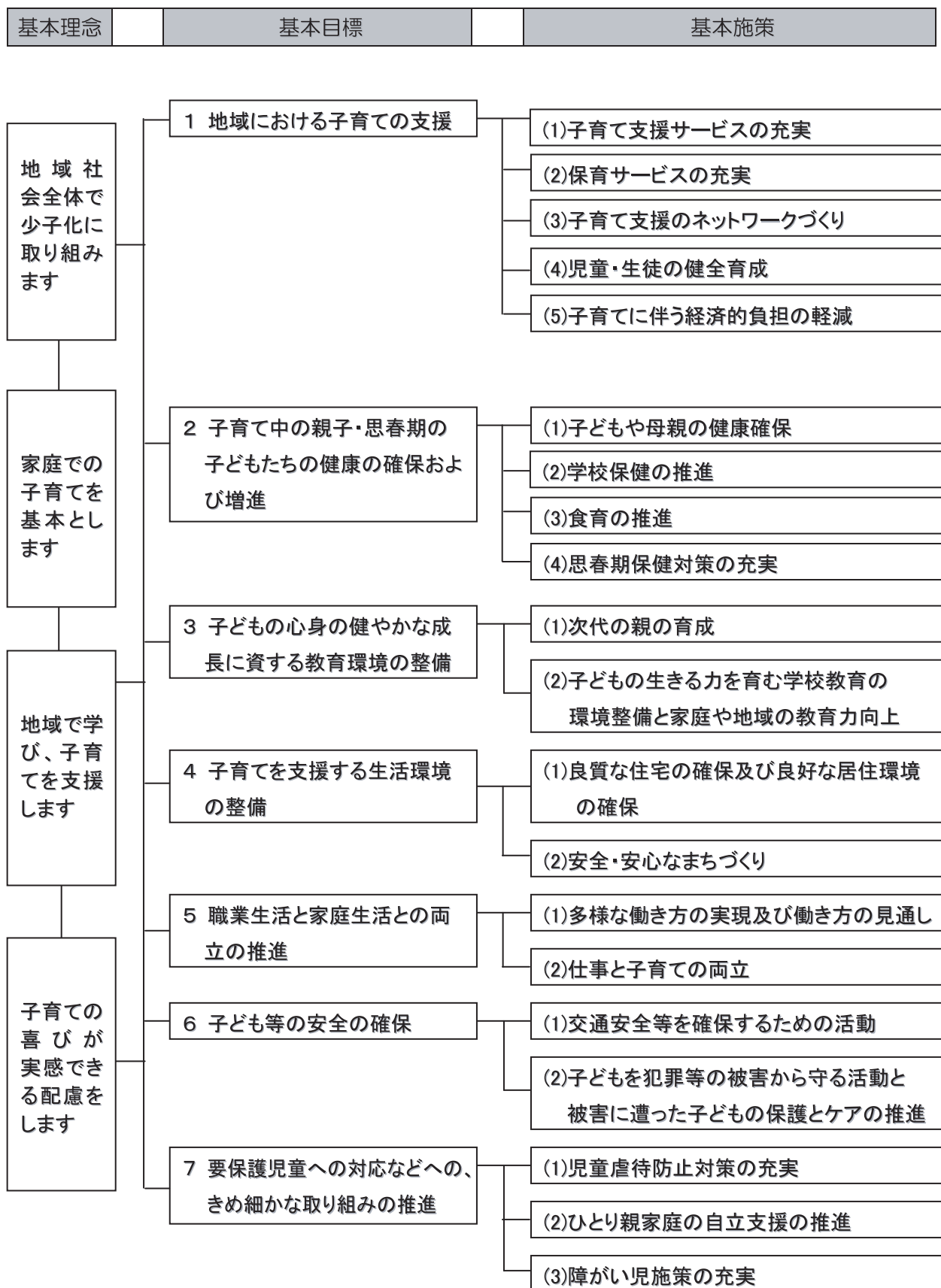
児童虐待防止のための法制度等も徐々に充実してきましたが、子どもへの虐待は増加しており、関係機関が連携し迅速な取り組みが必要です。

また、障がいのある子どもが、地域社会の中で障がいのない人と同じように生活を営み、行動できるような体制が求められています。

近年、ひとり親家庭が増加しており、子どもを取り巻く家庭環境も変化しています。

このようなさまざまな状況にあるすべての子どもが健やかに育てられるように支援する体制の整備を推進します。

4. 計画の体系



第4章 現状と施策の目標

1. 地域における子育ての支援

(1) 子育て支援サービスの充実

<現状と課題>

宇多津町の世帯数は若干増加していますが、1世帯当たり人口の推移状況を見ると、平成2年の2.92人から平成17年には2.38人へ減少しており、核家族化が進行している状況です。また、近年の社会風潮や地域コミュニティの組織力の低下などから、隣近所・近隣関係の希薄化が進んでいます。さらに、本町は人口構成を見ると30歳代の層が最も多く現在子育て中の若い世帯が多くなっています。そのため、子育て家庭においては、育児の孤立化や育児及び子育てに伴う経済的負担への不安を抱えている世帯が増えていると考えられます。

妊娠・出産・育児に関する経済的な負担、精神的な不安や悩みを軽減・解消できるよう、行政関係機関の支援や保護者同士が育児に関する不安や悩みごとなどを相談しあいながら保護者間のつながりを深め、遊びや創作活動を通して子ども同士が楽しく仲間づくりを広げられる集まりとして育児相談・妊婦相談等を実施していくことが求められています。

また、地域の高齢者など地域住民が参加した子育てへの自主活動組織（ボランティア・NPO活動）の支援も必要となっています。

さらに、今後は、保育所施設の整備に限らず、緊急時や育児疲れのためのリフレッシュや、病児・病後児の子どもを支援していく体制など、地域のすべての子ども及び子育て家庭を支援する多様なサービスが必要であり、子育てに関する相談、情報提供体制を整備・充実させていくことが重要です。

<施策項目>

- ①地域における子育て支援拠点の整備
- ②子育てに関する相談体制の充実
- ③情報提供体制の整備

< 施策 >

①地域における子育て支援拠点の整備・充実

施策の内容	施策の方向性・目標
核家族化の進展や転入者の増加などで、子育て不安や育児に係る相談が気軽にできる場が求められており、地域の子育て家庭に対し、育児相談、保護者間の情報交換等、気軽に立ち寄れる場として地域子育て支援事業を実施しています。現在は、サポートセンターでひろば型を、また、私立保育園でセンター型を運営しています。	すべての子育て家庭に対する支援を推進するため、育児相談・指導や子育てサークルの育成、子育て情報の提供等を引き続き実施し、子育て環境の充実に努めるとともに、需要に応じた子育て支援の体制づくりについて検討していきます。 さらに、地域子育て支援センター機能の充実に図っていきます。
ライフステージにおける該当時期	誕生前、就学前児童

②子育てに関する相談・援助体制の充実

施策の内容	施策の方向性・目標
保健センター・保育所において子育て相談を実施しています。また、保健師や助産師による家庭訪問、来所・電話相談での対応のほか、乳幼児健診やつどいの広場において相談に応じています。また、子育て、育児、教育、栄養、ことば、障がい等、専門員による専門相談を実施しています。	専門相談の充実に努めると同時に、総合的な相談窓口（ワンストップ窓口）の設置を検討します。さらに、保健センターと保育所、幼稚園や就学後の情報の途切れが起きないように、情報の共有を進めていきます。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童、小学生、中学生

③情報提供体制の整備

施策の内容	施策の方向性・目標
保健・福祉・学校等の子育てに関するさまざまな情報について提供しています。携帯電話によるメール配信や広報紙に掲載している「健康カレンダー」のなかで保健事業を周知しています。また、乳幼児相談、育児サークル、子育て関係の事業の日程については、チラシを乳幼児健診や育児サークルの参加者に配布しています。転入児には、転入時点で保健師が母子保健事業の説明をしています。 つどいの広場、町立幼稚園、小中学校の情報については、携帯電話によるメール配信を行っています。	各種サービスや制度について、保護者が分かりやすいようホームページの充実や子育て情報の提供の手法を充実させていきます。そのため、情報提供体制について、保健・医療・福祉・学校等の各機関が連携を密にして、幼児から就学までの情報共有を図ります。
ライフステージにおける該当時期	誕生前、就学前児童、小学生、中学生

(2) 保育サービスの充実

<現状と課題>

社会的・経済的背景から女性の社会進出が進み、子育て家庭においても共働き世帯が増加しています。また、就業構造や就労形態が変化しているとともに、女性の働き方等の変化もあり、保育サービスに対するニーズも多様化しています。

そのため、働きながら子育てする世帯を支援し、子どもが心身ともに健やかに育成するため、今後、保護者の需要を見極めながら、多様な保育サービスの充実に努めていきます。

<施策項目>

- ①通常保育の充実
- ②延長保育・休日保育の充実
- ③一時預かりの充実
- ④病児病後児保育事業の整備
- ⑤ファミリーサポートセンターの整備
- ⑥保育所等の情報提供の充実
- ⑦放課後児童健全育成事業の充実

<施策>

①通常保育の充実

施策の内容	施策の方向性・目標
子どもを安心して保育所に預けられ、保育していくことができるよう、通常保育の体制の充実を図ります。また、保育士等の研修の充実等により、保育の質の向上に努めています。 子どもの数及び保育ニーズを見極めながら、保育所の適切な配置に努めるとともに、老朽化している保育所の耐震化整備を推進しています。	保育士等の質の向上のため、研修回数・内容の充実を図っていきます。また、平成22年度から町内で1か所となる公立保育所では、日々の保育の中で必要とされる保育を把握するなど、町内の保育所の中心的な役割を担っていきます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童

②延長保育・休日保育の充実

施策の内容	施策の方向性・目標
町内5保育所で延長保育を実施しています。町立保育所の延長保育時間は午前7時30分～午後7時、私立保育所は午前7時～午後7時まで実施しています。 休日保育は町内2保育所で実施しています。	今後の保育ニーズに応じて、より利便性を図っていきます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童

③一時預かりの充実

施策の内容	施策の方向性・目標
保護者がパートタイムなど不規則な就労形態の家庭の児童や保護者の傷病、入院あるいは育児疲れをリフレッシュしたい時など、一時的に保育が必要となる児童を保育します。町内の2私立保育所で実施しています。	今後の保育需要に応じ、民間保育園とも協議し、一時的に保育が必要となる保育需要に対応していきます。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童

④病児病後児保育事業の整備

施策の内容	施策の方向性・目標
病児・病後児保育は、児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービスです。	病児・病後児保育事業の実施可能な機関又は団体への委託を前提に、実施に向けて取り組んでいきます。
ライフステージにおける該当時期	誕生前、就学前児童

⑤ファミリー・サポート・センターの整備

施策の内容	施策の方向性・目標
子育ての手伝いをしたい人(協力会員)と、手伝いを頼みたい人(依頼会員)がそれぞれ会員になり、地域で子育ての助け合いを有償で行う施策です。	ファミリー・サポート・センターの立ち上げに向けて、関係機関と協議し進めてまいります。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童・小学生

⑥保育所等の情報提供の充実

施策の内容	施策の方向性・目標
保育所等の利用希望者のために、保育サービスなどについて、情報の提供を行っています。認可保育所及び子育て支援センターの情報については、町ホームページ、携帯サイト「くらしナビ」等にてお知らせしています。	各種の保育サービスや制度について、保護者への情報提供を充実させていきます。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童

⑦放課後児童健全育成事業の充実

施策の内容	施策の方向性・目標
就労等の理由により昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対して、適切な遊びと生活の場として放課後児童クラブ(学童保育)を実施し、児童の健全な育成を図ります。また、放課後を利用して、子どもの健全育成、地域住民との交流等を図ることを目的に、放課後子ども教室を実施します。	現在、2小学校区で放課後児童クラブが設置されています。昼間保護者のいない家庭が増加しており、そのニーズを満たすため定員増を図ります。さらに、平成 22 年度から、放課後児童クラブを1箇所増やします。放課後こども教室については、2箇所で継続して実施します。
ライフステージにおける該当期	小学生

(3) 子育て支援のネットワークづくり

<現状と課題>

少子化や核家族化が進み、子育て家庭においては地域とのつながりが弱まる傾向にあり、地域での助け合いや見守り機能が低下している状況です。このため、子育てに不安を持つ保護者や新たな支援を求める保護者が増加しており、子育て支援に対するニーズは多様化かつ増大しています。

今後も、子どもたちが、地域に見守られているという安心感を得られるように、家庭・学校・地域等が連携し、情報を共有化した子育て支援ネットワークづくりに努めます。特に子育て中の家庭がふれあい、情報交換等ができるよう、就学前においては保育所、地域子育て支援センターが、就学期においては学校機関等が中心となりながら連携づくりを進めていきます。

<施策項目>

- ①地域子育て支援センター事業
- ②子育てに関する相談体制の充実
- ③情報提供体制の整備
- ④地域における子育て支援ネットワークの形成
- ⑤子育てサークル・世代間交流の促進

＜施策＞

①地域子育て支援センター事業

施策の内容	施策の方向性・目標
子育て家庭の支援を担当する職員を配置し、子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援及び地域の保育需要に応じた特別保育事業等の実施・普及促進などを実施しています。さらに、利用実績等を踏まえ、多様化する保護者ニーズに応えられるよう、ニーズの的確な把握に努めます。	すべての子育て家庭に対する支援を推進するため、育児相談・指導や子育てサークルの育成、子育て情報の提供等を引き続き実施し、子育て環境の充実に努めるとともに、需要に応じた子育て支援の体制づくりについても検討していきます。また、関係機関と連携を図り、地域子育て支援センターが中心となりながら、地域の子育て基盤の形成に努めていきます。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童

②子育てに関する相談体制の充実

i) 育児相談事業

施策の内容	施策の方向性・目標
保健センターにおいて乳幼児相談を実施しています。また、保健師による家庭訪問、来所・電話相談の対応のほか、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問やつどいの広場における相談に応じています。	新生児・乳児訪問、乳児健診等で相談事業について周知するなど、育児相談の利用を促していきます。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童

ii) 育児支援家庭訪問事業

施策の内容	施策の方向性・目標
育児不安や虐待の恐れのある養育支援の必要な家庭を対象に訪問支援を実施しています。訪問の結果、必要に応じて、指導や関係機関の紹介を行っています。また、関係機関と協議・連携を取りながら支援しています。	保健センター、児童相談所等関係機関と連携を図りながら、育児混乱や虐待を予防し、安心して育児ができるように、引き続き家庭訪問を実施していきます。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童

③情報提供体制の整備

施策の内容	施策の方向性・目標
広報紙に「健康カレンダー」を掲載し、また町のホームページ、携帯サイト「くらしナビ」で保健事業内容を周知しています。乳幼児相談、育児サークル、子育て関係の事業の日程については、携帯電話によるメール配信や健診時などにチラシを配布しています。認可保育所及び子育て支援センターの情報については、町ホームページや広報、各保育所のおたよりで周知しています。	各種サービスや制度について、子育てマップを作成するなど、情報提供の手法を充実させていきます。そのため、情報提供体制について、保健・医療・福祉・学校等の各機関が連携を密にして、幼児から就学までの情報共有を図ります。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童、小学生

④地域における子育て支援ネットワークの形成

施策の内容	施策の方向性・目標
子どもが地域社会に見守られ、子ども・保護者ともに安心感を得られるように、家庭・保育所・学校・地域等が連携します。 また、地域の教育力低下が問題となっていることから、あいさつ運動や地域再発見活動、子どものボランティア学習の推進等、地域の良さと助け合い文化を培い、あいさつ運動や青色防犯パトロールカーによる防犯活動、学校ボランティアの活動など、防犯の観点からも自発的に取り組んでいます。	親子が集える場を積極的に確保し子育て支援のネットワークのコーディネータ育成に取り組みます。 子どもを犯罪等から守る視点で、あいさつ運動や見守り隊の活動を支援していくため、民生児童委員など、地域の人と連携し、子どもの放課後の活動(学び)を保障していく体制づくりに取り組んでいきます。子育て支援センター、保健センター、行政等の相談窓口による受け入れのほか、関係機関との連携のもと支援を行います。 また、子育て家庭と地域とのつながりを深め、地域で子育てを支援するファミリー・サポート・センター事業による一時預かりを実施します。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童、小学生、中学生、住民

⑤子育てサークル・世代間交流の促進

施策の内容	施策の方向性・目標
保護者自身が子育てについての学習や悩みなどについて共有できるサークルづくりやサークル活動に対して、会場の確保、保健師、栄養士等による育児や食育に対する相談・指導等の側面的な支援などを実施します。 また、世代間の仲間づくりや安心できるための子育て交流など自主活動の活性化と交流の活発化に努めます。また、高齢者との定期的な交流により、先代の知恵を伝承する場としても活用していきます。自主活動として、ピヨピヨひろば、パンダクラブ(地域子育て支援センター)、はぐはぐランドうたづ(サポートセンター)にこにこルーム(キッズプラザ)、ワイワイ広場(中央保育所)、みらいっこ広場(平山保育所)、にこにこ広場(宇多津幼稚園)などが開催されています。	自主サークルの活動状況を保健師等の専門職が把握し、必要に応じて相談や指導にかかわっていきます。また、専門的な支援が必要な場合は、保健センターや児童相談所等の関係機関と連携して対応していきます。 さらに、この自主サークル活動を乳幼児健診や訪問の機会に紹介していくほか、親子が集う自主サークルと協調するなど、関係機関との連携をとり充実を図ります。 また、世代間交流についても、各種行事等を活用するなど、実施に向けて検討します。
ライフステージにおける該当時期	誕生前、就学前児童、住民

(4) 児童・生徒の健全育成

<現状と課題>

就学前児童の保育サービスの充実だけでなく、小学生・中学生等への子育て支援を進めることも重要となります。

子どもが安心して地域で暮らしていくことのできる地域社会を、行政・企業、地域住民等が連携しながらつくりあげていくことが求められています。

地域において、子どもたちが学校の放課後や週末などに自主的に参加し、自由に遊ぶ、安全に過ごすことのできる居場所づくりが求められています。

このため、社会教育施設、学校などの社会資源を活用して、自然体験活動を始めとするさまざまな活動の機会の提供を積極的に行います。また、児童相談所、学校、警察、地域ボランティア等の地域ぐるみの支援ネットワークの充実を進めます。

<施策項目>

- ① 青少年育成及び家庭・各関係機関の連携
- ② 地域による育成活動の支援
- ③ 家庭児童相談等の相談業務の推進

<施策>

① 青少年育成及び家庭・各関係機関の連携

施策の内容	施策の方向性・目標
町の行事やイベントなどで、各家庭、保育所、学校及び各関係機関と連携を図り、子育て支援活動や交流を推進しています。また、事業実施については、町広報はもとより、学校等を通じて周知を図ることとし、特に保護者の積極的な参加を促しています。	青少年健全育成町民会議の活動を活発化していきます。そのため、活動についての情報について、積極的に周知・広報し、運営への町民参加に努めます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童、小学生、中学生、住民

② 地域による育成活動の支援

施策の内容	施策の方向性・目標
社会教育施設等を利用した子ども会や放課後スポーツ教室、町内の寺社での寺子屋教室の開催など、子どもたちが主体的に活動できるよう支援しています。また、宇多津町ボランティア連絡協議会を通じたボランティア活動・イベントへの参加により、地域の人々や多世代交流の機会を持つことができるよう活動の支援を行います。	イベントの内容を充実するための支援を行います。また、広報だけでなく、既存団体を通じて参加者を募るなど、多くの子どもたちに参加してもらえるよう努め、地域で活動できるボランティアの養成も行っていきます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童、小学生、中学生、住民

③家庭児童相談等の相談業務の推進

施策の内容	施策の方向性・目標
宇多津町少年育成センターが中心になり、巡回指導、少年に関する相談全般、地域住民に対し青少年健全育成への広報啓発活動を行っています。さらに、非行・虐待・いじめ・しつけなどの悩みや心配ごと等について、面接や電話で保護者の相談や家庭訪問による学校・家庭の連携・調整を行っています。	地域、学校、行政、児童相談所、各種関連機関等がさらに連携できるよう、現状の相談・支援体制の強化を図り、地域ぐるみの青少年健全育成体制の整備に努めます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童、小学生、中学生、住民

(5) 子育てに伴う経済的負担の軽減

<現状と課題>

今日の少子化傾向の一つの要因として、子育てに伴う経済負担が大きくかかわりを持っています。子どもが成人し次の世代の担い手となるまで、経済的負担の軽減を図り、地域に子どもを増やしていく必要があります。

アンケート調査においても、

- ・保育料の負担軽減
- ・児童の医療費負担軽減
- ・教育費の負担軽減
- ・児童手当の増額、所得制限の見直し

などの経済的負担の軽減へのニーズが多くなっています。

本町では、国や県の制度に加えて、町独自の子育て支援策を実施していますが、今後も、すでに実施している各種の支援制度についての周知に努めるとともに、国、県及び近隣市町の動向を見据えながら、一層の充実を図っていきます。

<施策項目>

- ①保育料の軽減
- ②幼稚園就園奨励事業の推進
- ③児童の手当等諸制度の周知
- ④医療費の助成
- ⑤就学援助制度・奨学金制度の周知
- ⑥ひとり親家庭への経済的支援

＜施策＞

①保育料の軽減の検討

施策の内容	施策の方向性・目標
保育料の軽減のために、町では次の免除制度を実施しています。 ・非課税世帯で母子家庭、在宅障がい児のいる世帯に関して保育料免除 ・同一世帯で2人以上就学前児童が保育所・幼稚園に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は全額免除 ・扶養する子が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満時の全額免除	保育料のあり方については、各軽減制度の周知を図ります。国の基準額を下回る額に定めていますが、町の財政状況や景気の動向を勘案し、応能負担を原則とした設定に努めます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童

②幼稚園就園奨励事業の推進

施策の内容	施策の方向性・目標
満3歳児から5歳児を幼稚園に通園させている世帯で、保育料の支払いの経済的負担が大きい世帯を対象に、保育料の一部を補助しています。補助額は、その年に納付する町民税の所得額をもとに決定されます。（同一世帯内に2人以上の園児がいる場合は、それぞれの園児に対して支給されます。）	幼稚園就園奨励事業について、今後も町の補助基準等も見直ししながら、継続していきます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童

③児童の手当等諸制度の周知

施策の内容	施策の方向性・目標
子ども手当、児童扶養手当、特別児童手当等の各制度の変更や改正に対応するため、諸制度の普及啓発に努めます。 児童手当(小学校終了前)として、次の手当額 第2子まで 5,000円 第3子以降 10,000円を支給しています(所得制限あり)。	ホームページや広報紙に掲載するほか、制度改正が行われた時などには、ポスターやチラシを作製し、一層の周知に努めます。また、平成22年度からは、子ども手当を中学生まで所得制限を設けずに支給します。
ライフステージにおける該当期	就学前児童、小学生、中学生

④医療費の助成

施策の内容	施策の方向性・目標
乳幼児医療費助成制度として、保険医療に加入している満6歳に達する日の属する月の末日までの乳幼児の保護者に、医療保険の自己負担分から高額医療費など控除した額を、所得制限なしに助成しています。	乳幼児医療費の助成を引き続き行っていきます。また、国、県の動向や近隣市町の実態等を踏まえ、検討します。
ライフステージにおける該当期	就学前児童

⑤就学援助制度の周知

施策の内容	施策の方向性・目標
町内の小学校・中学校で学校に通わせるのに経済的に困難な家庭に就学支援を行っています。家庭状況や所得、課税状況等を審査のうえ、援助対象経費及び支給額は、国及び町の基準に基づき支給しています。	教育費の負担を軽減するため、制度の周知に努めるとともに、国・県に対して、その拡充を要請していきます。
ライフステージにおける該当時期	小学生、中学生

⑥ひとり親（母子・父子）家庭への経済的支援

施策の内容	施策の方向性・目標
母子家庭等医療費助成として、医療保険に加入している次の方で、一定の要件に該当する場合に医療保険自己負担分から高額医療費などを控除した額を助成しています。 ・配偶者のない女子等と児童 ・配偶者のない男子に扶養されている児童 ・父母のいない児童 ・父母のいない児童(弟・妹)を扶養する姉等	ひとり親家庭医療費助成事業の継続とともに、母子家庭自立支援に努めていきます。また、父子家庭についても、見直しが図られており、国、県の動向を踏まえながら拡充します。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童、小学生、中学生、高校生

2. 子育て中の親子・思春期の子どもたちの健康の確保および増進

(1) 子どもや母親の健康確保

<現状と課題>

近年、家庭環境や生活様式の変化に伴い、子ども及び母子の食生活の乱れや体力・運動能力の低下が起きてきています。また、母親の育児不安など、子育てに対する精神的なストレスから生じる問題も起きてきています。子どもや母親の身体的・精神的な健康を確保していくことが大切です。

このような状況を踏まえて、妊娠期や出産期等を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

また、小児医療について、かかりつけ医の推進を進め、普段から子どもの病気への対応を図れるよう支援するほか、救急時における対応ができるよう情報の周知を図るとともに、救急時の相談窓口や医療情報の提供など医師会等の協力により小児救急医療体制の充実に努めます。

<施策項目>

- ①安全な妊娠や出産への支援
- ②安心して子育てができる健診体制等、支援体制の充実
- ③子育ての仲間づくり
- ④救急医療等、小児医療に関する情報の周知・広報

<施策>

①安全な妊娠や出産への支援

施策の内容	施策の方向性・目標
元気な赤ちゃんを産み育てるために、妊娠およびお産の経過について知識を学び、妊娠中の不安や心配解消のためにマタニティ・セミナーを実施しています。	妊婦教室について、参加者の意見も反映させながらより充実させていきます。 また、ハイリスク妊婦を早い段階で把握し、妊婦教室への勧誘を実施します。また、対象者には必要な時に来所・電話相談も気軽にしてもらえよう、周知を行います。
ライフステージにおける該当期	誕生前

②安心して子育てができる健診体制等、支援体制の充実

i) 乳幼児健康診査

施策の内容	施策の方向性・目標
3か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を実施しており、乳幼児健診の未受診児には、家庭訪問、保育所訪問、電話連絡等で状況把握に努めています。 また、歯科健康保健対策として、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診時にフッ素塗布・ブラッシング指導を実施しています。	受診率の向上を図り、未受診児の状況把握に努めます。 また、子育て支援に重点を置いた健診をめざします。
ライフステージにおける該当期	就学前児童

ii) 訪問指導

施策の内容	施策の方向性・目標
転勤世帯や核家族世帯で身近に育児の相談相手や支援者がいないなど、育児混乱を起こしたり、虐待につながる可能性のあるケースもみられるため、育児期を安心して過ごせるよう、新生児訪問を行い、乳幼児健診等で把握した気になるケースやハイリスクケース、関係機関から連絡のあったケース等について訪問指導を行っています。	育児混乱や虐待を予防し、安心して育児ができるよう訪問指導を継続していきます。また、ハイリスクケースの場合は、保健センター・児童相談所等の関係機関と連携し、継続して訪問指導を実施していきます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童

iii) 育児相談・栄養相談

施策の内容	施策の方向性・目標
乳幼児希望者を対象に、毎月1回、身体計測・保健師による保健指導・栄養士による栄養相談を毎月行っています。日程については、母子保健カレンダーやホームページ、携帯サイトでお知らせしています。また、1歳おめでとう相談として、生後12か月のお子さんを持つ母親を対象に、お子さんの身体計測、手形の作成、保健師によるお話と相談、栄養士による幼児食についてのお話・試食、保育士による体を使った遊びの講習を行っています。	今後も育児相談・栄養相談を充実し継続していきます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童

③子育ての仲間づくり

施策の内容	施策の方向性・目標
お子さん同士・お母さん同士交流し、育児情報を交換したり、子どもと一緒に遊んだりできる「あそび広場」を設けています。 はぐはぐランドうたづ、わかくさ地域子育て支援センター及び各保育所、幼稚園にてそれぞれのサークルで実施しています。	自主活動サークルの活動や広報を支援していきます。また、サークルの活動に参加して、必要に応じ、育児に関する指導や相談に応じます。
ライフステージにおける該当時期	誕生前、就学前児童

④救急医療等、小児医療に関する情報の周知・広報

施策の内容	施策の方向性・目標
救急医療等、小児医療を含めた医療体制の充実を図り、広報紙やホームページ、携帯サイトを通じて実施体制を周知しています。	小児科や内科等の休日診療、夜間診療と在宅当番医制度の確保等、周知・広報に努めます。 また、近隣の医療機関とも連携を図り、医療体制についての周知・広報に努めていきます。
ライフステージにおける該当時期	誕生前、就学前児童

(2) 学校保健の推進

<現状と課題>

学校保健については、従来の学校保健法が、平成 21 年 4 月 1 日から学校保健安全法となり、学校保健分野の充実を図るとともに、学校安全に関する条項が加えられました。

本町においても、この規定に基づいて、学校における児童・生徒の精神的・身体的健康の保持と学校生活の安全のため、保健管理、保健教育、そして子どもの安全管理・指導の取り組みを進めています。

就学前においては保健師等による保健体制にて対応していますが、小学生以降になると、学校保健にての対応が中心となってきています。母子保健事業と学校保健活動との連携を図り、ライフステージに応じた健康管理を進めていくことのできるよう、関係機関が連携を図り、対策を充実していきます。

<施策項目>

- ①保健管理の推進
- ②保健教育の推進
- ③安全管理・指導の推進
- ④関係機関の連携

＜施策＞

①保健管理の推進

施策の内容	施策の方向性・目標
各学校では、学校保健計画を立て、環境衛生の維持・改善に努めるとともに、健康診断を定期的に実施するなど、感染症の予防や感染症による学級閉鎖に関することなどに対応しています。	学校保健計画に基づき、児童・生徒等の健康保持や健康増進のために必要な対策を実施していきます。
ライフステージにおける該当期	小学生、中学生

②保健教育の推進

施策の内容	施策の方向性・目標
学習指導要領に基づき、「保健・体育」の教科内容及び特別活動等で行う保健に関する指導を始め教育活動全般を通して、健康で安全な生活を営むための知識の習得や実践的能力の育成を図っています。	学校教育法に基づき、「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的な発展を図ること。」を目的として、健康教育を推進していきます。
ライフステージにおける該当期	小学生、中学生

③安全管理の推進

施策の内容	施策の方向性・目標
学校管理下で発生した事故災害の状況を分析し、その結果から実態を把握し対応しています。 学校環境の安全点検、整備、学校の実態に即した救急体制の確立などを図っています。	児童・生徒の事故災害を防止し、安全な生活を確保するため、今後も、実態の把握と分析に努め、不審者や感染症に対する危機管理対策及び指導を充実させていきます。
ライフステージにおける該当期	小学生、中学生

④安全指導の推進

施策の内容	施策の方向性・目標
学校安全計画を立案し、各教科(特に体育・図工・技術家庭・理科等)、特別活動(学級活動・学校行事・児童会生徒会活動)、休憩時、登下校時の安全管理と指導を行っています。	学校安全計画に基づき、全教育活動を通じて、安全な学校生活についての系統的・計画的な指導を行っています。
ライフステージにおける該当期	小学生、中学生

⑤関係機関の連携

施策の内容	施策の方向性・目標
学校保健センター的役割を果たす施設である保健室は、学校内におけるケガや病気に対応する役割のほか、教育活動・学習活動そのものを補助する機能も果たしています。地域の保健・医療機関と連携して、学校保健活動の充実に努めています。	母子保健事業と学校保健活動との連携、保健室と地域保健・医療機関との連携等を図り、健康で安全な生活を営むための知識の普及や啓発活動に努めます。そのため、母子保健と学校保健の連絡会議を開催していきます。
ライフステージにおける該当期	小学生、中学生

(3) 食育の推進

<現状と課題>

近年、食生活や生活環境の変化などにより、朝食を取らない児童の増加や好きなものだけを食べる食の偏りにより、結果的には低年齢からの生活習慣病の要因のひとつとなっています。

本町では、食育推進計画として、平成20年3月「食でつながる宇多津町」を策定し、「食育」及び地産地消の推進を行っています。「食育」を家庭、保育所、幼稚園、学校、地域等に取り組むことにより、一人ひとりが健康で豊かな食生活の習慣を身につけられる指導や学習の場の提供に努めます。

また、食育とともに、生活習慣・生活リズムの構築をめざし、「早寝早起き朝ご飯運動」を推進することで、日々の健やかな生活環境を作っていきます。

<施策項目>

- ①学校・幼稚園・保育所での食育
- ②母体・乳幼児の食育
- ③生活習慣・生活リズムの構築

<施策>

①学校・幼稚園・保育所での食育

施策の内容	施策の方向性・目標
「保育所保育指針」の改定に伴い「保育の内容」に食育に関連する事項が盛り込まれたことにより、保育所ごとの状況にあわせた計画づくりがなされ、新たな食育を展開します。 また、学校給食への食材供給グループによる、伝統食や地域農産物を使った食育推進を行っています。	生産者、学校関係者(学校、給食センター、栄養士、調理員等)、産業振興課、教育委員会等がそれぞれの立場から、情報提供を行い、状況や課題を明確にしたうえで、関係者の共通理解を深め、効率的な地域農産物の導入について協議を行います。また、保護者や保育所職員等、食育に携わる大人に対しての啓発・学習の機会を検討するとともに、JAとの連携などにより、保育所での体験学習の機会を充実させるとともに、学校との連携を検討していきます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童、小学生、中学生

②母体・乳幼児の食育

施策の内容	施策の方向性・目標
妊娠届出時に対応するほか、マタニティセミナー・乳幼児健診・離乳食相談等の機会を利用して、栄養士から食育の必要性を伝えます。	充実した食育の推進を図るため、栄養士の確保に努めていきます。
ライフステージにおける該当期	誕生前、就学前児童

③生活習慣・生活リズムの構築

施策の内容	施策の方向性・目標
食育を通じて望ましい食習慣を身につけ、生活リズムの構築を図っています。また、血液検査を小学4年生、中学1年生に対し実施し、生活習慣病などの指導に利用しています。	成長の各段階、生活の各場面で食育を推進し、生活習慣・生活リズムの構築に努めていきます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童、小学生、中学生

(4) 思春期保健対策の充実

＜現状と課題＞

思春期の男女の健康をおびやかす問題や思春期特有の心の病の問題は、今日多様化、深刻化してきています。

こうした問題に対応するため、発達段階に応じた問題点の検討を推進し、学校をはじめ保健機関等と連携を図りながら、思春期に起こるさまざまな心身の問題を未然に防ぐ対策を充実していきます。

＜施策項目＞

- ①思春期の健康づくり（学校との連携、性感染症に対する学習機会の充実、アルコール・タバコに関する学習機会の充実、薬物乱用に関する学習機会の充実など）
- ②相談体制の充実

＜施策＞

①学校における思春期の健康づくり

施策の内容	施策の方向性・目標
性感染症、アルコール・タバコ、薬物乱用に関する学習機会について、学校と保健機関が連携して、情報の交換や学習の協力を努めています。	学校保健と地域保健の一体的な取り組みをめざし、連携を図りながら推進していきます。
ライフステージにおける該当期	小学生、中学生

②相談体制の充実

施策の内容	施策の方向性・目標
子ども・保護者が相談しやすく、思春期の健康づくりを進めることができるよう、子育て相談、教育相談を実施しています。	学校や関連機関と連携を図るとともに、児童生徒の健全育成に努めます。
ライフステージにおける該当期	小学生、中学生

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

<現状と課題>

少子化の進行や地域社会環境の変化により、同級生・同年代の子どもや年齢の違う子ども、近所の子ども同士の遊びなど、子どもがふれあう機会は希薄になっています。また、子どもは将来、家庭を築き、子どもを生み育て、次代の親として地域社会を支える重要な役目を担っています。

そこで、次代の親を育成する視点から、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義と家庭の大切さを理解できるようにするための学習の場の提供、充実を図るとともに、小中学生が地域で乳幼児にふれあう機会、ふれあう場づくりを推進します。

<施策項目>

- ①小中学生と乳幼児のふれあう場の充実
- ②パートナーや子どもへの理解
- ③親としての役割学習

<施策>

①小中学生と乳幼児のふれあう場の充実

施策の内容	施策の方向性・目標
小中学生と乳幼児がふれあう場として、各学校で職場体験学習や家庭科での保育実習として実施しています。	学校・保育所・地域団体などの連携により、命の尊さを認識できる人間形成をめざし、乳幼児とのふれあい体験や育児実習等の取り組みを行っています。
ライフステージにおける該当期	就学前児童、小学生、中学生

②パートナーや子どもへの理解

施策の内容	施策の方向性・目標
次代の親として求められる、パートナーや子どもへの配慮の心を養うため、保健教育、人権教育、保育実習、体験学習などに取り組んでいます。	学校・保健・福祉・保健所等の関連機関が連携し、発育や性に関する教育や社会的役割を学習する機会の充実を図っていきます。
ライフステージにおける該当期	小学生、中学生

③親としての役割学習

施策の内容	施策の方向性・目標
男女共同参画の意識や子育てマインドの醸成のために、おやじの会や町 PTA 連絡協議会の協力のもと、親としての役割学習の機会を提供している。	次代を担う中学生等に対して、妊娠から育児まで、親としての役割のみならず、夫婦の家事・育児のあり方についても学習機会を提供し、子育てをする家庭環境の理解や男女共同参画の意識の啓発を行っていきます。
ライフステージにおける該当期	中学生

(2) 子どもの生きる力を育む学校教育の環境整備と家庭や地域の教育力向上

<現状と課題>

生きる力を育むためには、教育環境の充実が必要であり、家庭や地域と連携した新しい学校づくりを進めることが課題となっています。また、核家族化、個人中心の生活様式、学歴重視等の社会環境の中で、地域社会が地域の子どもの育てる力（教育力）も低下しており、教育力の低下は地域の活性化も含めて、まちづくりの基盤をも低下させています。

家庭や地域の教育力向上のためには、人と人とのかかわりを再構築し、学校や地域との関係を密にしながら、保護者や次代を担う若者への学習機会の提供も重要です。子どもが地域社会で主体的に生活ができ、ふるさとへの誇りやお互いを理解しあうことができるよう、地域環境を活かした体験学習活動や食育の推進を通して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

<施策項目>

- ①幼児・学校教育の充実
- ②地域に開かれた学校づくりの推進
- ③子ども会活動の推進
- ④体験学習活動の情報提供の推進
- ⑤教育相談体制の充実

<施策>

①幼児・学校教育の充実

施策の内容	施策の方向性・目標
「宇多津教育」マスタープランによる、保幼小中の連携及び一貫教育の推進。 さらに、施設・設備の充実、耐震補強計画・工事の実施を行います。	教職員の資質向上研修の実施や研修会への積極的に参加します。また、人権教育をさらに充実させていきます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童、小学生、中学生

②地域に開かれた学校づくりの推進

施策の内容	施策の方向性・目標
「宇多津教育」マスタープランに従って、地域・保護者と学校が連携を取りながら地域連携、開かれた学校づくりを推進しています。	地域ぐるみの教育を推進するために、学校の教育活動に地域の人々の積極的な参加・協力を求めたり、町内行事への積極参加、各分野において優れた知識や技術を持つ地域の人を講師として招いたりするなど、子どもたちの多様なニーズに対応できる、開かれた学校づくりに努めます。
ライフステージにおける該当期	小学生、中学生

③子ども会活動の推進

施策の内容	施策の方向性・目標
児童の健全育成を図るために、子ども会会員に対して、ドッジボール大会、キャンプ、体験教室等の行事を実施。また、子ども会の育成者(保護者)の養成を行うために、研修会を実施しています。	行事によって参加のばらつきがあり、保護者の参加をさらに促す必要があります。子どもリーダーやジュニアリーダーが企画・運営する体制づくりの検討を行い、また、保護者に対して、子ども会活動の重要性を理解してもらうための啓発活動及び参加意欲の向上を図ります。
ライフステージにおける該当時期	小学生

④体験学習活動の情報提供の推進

施策の内容	施策の方向性・目標
地域のさまざまなところで実施している学習会・体験活動等の情報を提供しています。「ふくしっ子セミナー」での体験学習、ボランティア銀行への預金、高齢者の方を含む多世代交流、中学生の海外派遣などの国際交流を支援し推進します。	関係機関が連携して、体験学習活動等の情報を共有し、子ども及び保護者に対して提供できる体制づくりにつとめます。また、情報提供の推進のため、情報発信の回数及び質ともに向上させていきます。
ライフステージにおける該当時期	小学生、中学生

⑤教育相談体制の充実

施策の内容	施策の方向性・目標
いじめや不登校の問題に対して、スクールカウンセラーを活用し、児童・生徒への相談支援、保護者の教育相談等、可能な限り対応をしていきます。	いじめ・暴力行為・不登校等の問題に対し、児童や保護者が相談しやすい体制を整備し、問題の発生を未然に防止する予防的観点から取り組みを行います。 また、スクールカウンセラーの配置やSSW(スクールソーシャルワーカー)の配置など充実を図ります。
ライフステージにおける該当時期	小学生、中学生

4. 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保及び良好な居住環境の確保

<現状と課題>

一般世帯や高齢者世帯など、各世帯構成それぞれ求める住宅環境に異なりがありますが、良好な居住環境を確保することは、少子化対策の一環でもあり、定住を促進するためにも必要です。

子育ての支援と定住促進のため、子育て家庭に良好な居住空間を確保しながら子育てができるよう、良質な居住環境の整備を推進します。

<施策項目>

①良質な居住環境の提供体制の整備

<施策>

①良質な居住環境の提供体制の整備

施策の内容	施策の方向性・目標
まちづくり事業で旧町内の歩道の改良を進めています。また臨海公園の再編や当該公園内に建設されている産業資料館のリニューアルで、町の賑わいや新たな雇用機会の創出を図ると同時に、地域住民との協働のまちづくりを展開しています。	景観向上のための外壁修復やトイレ、イルミネーション設置、歩行者にやさしい旧町内の町道の改良、またボランティアによる緑化活動など、町の活性化や居住環境の向上によって、良質な居住環境の整備を推進していきます。
ライフステージにおける該当時期	住民

(2) 安全・安心なまちづくり

<現状と課題>

子どもや保護者が、安全で安心して地域で暮らしていくことのできる社会こそ、子育てしやすいまちであるとともに、ずっと住みたいと思えるまちでもあります。アンケート調査によると、もっと力を入れて欲しい整備項目として、

- ・宇多津駅のバリアフリー化：エレベーター、エスカレーターの設置
- ・公共施設への授乳室等の設置とバリアフリー化の推進

などが挙がっています。また、子育て支援については、安心して遊べる公園のニーズも高くなっています。

このように、子育てにやさしく、安全・安心なまちづくりが求められています。そのため、妊産婦や乳幼児連れの親子などに配慮した安全な環境の整備、子育て家庭を含めたすべての人が安心して外出できるような道路、公園、公共施設等のバリアフリー化を進めます。また、公共施設の新設、改修においては、多目的トイレや授乳室の設置などを進めます。

さらに、道路や公園、公共施設等においては、子どもたちが犯罪などの被害に遭わないような環境づくりに配慮します。

<施策項目>

- ①子育てにやさしい公共施設等の整備
- ②子育てに配慮した地域の意識啓発
- ③公園などの身近な遊び場の整備

<施策>

①子育てにやさしい公共施設等の整備

施策の内容	施策の方向性・目標
バリアフリー化、ベビールーム・授乳スペース等の設備はまだ十分に整備されていないのが現状です。さらに子育てにやさしい施設整備を継続しています。	公共施設が子ども連れでも利用しやすいように、ベビールーム・授乳スペース等の設置等、各種施設整備の充実を図ります。
ライフステージにおける該当時期	誕生前、就学前児童

②子育てに配慮した地域の意識啓発

施策の内容	施策の方向性・目標
人にやさしいまちづくりは、施設・設備の整備とあわせて、子どもや妊産婦に対する周囲の人々の配慮も欠かせないことから、子育てに配慮することへの意識啓発を進めています。	子どもや妊産婦に配慮した地域、人にやさしい地域の意識啓発に今後とも続けていきます。
ライフステージにおける該当時期	誕生前、就学前児童

③公園などの身近な遊び場の整備

施策の内容	施策の方向性・目標
宇多津小校区で子どもが遊べる公園がまだ少なく、今後も公園整備を継続する必要があります。	子どもの安全・自由に遊べる公園や水辺の空間など身近な遊び場の整備充実を図ります。また、公園内の遊具についても、定期的に点検をし老朽化した遊具については、順次整備をしていきます。
ライフステージにおける該当期	就学前、小学生、中学生

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 多様な働き方の実現及び働き方の見直し

<現状と課題>

近年の社会環境の変化や女性の高学歴化などを背景として、女性の社会進出が進んでいます。また、経済的な状況を背景として、共働き家庭が増加しているのも現状です。

子育てにおける父親と母親の役割についてみると、父親は仕事中心で、家事・育児は母親に依存しているという役割分担がまだ根強くあるように考えられます。

子育てや家事を適切に分担するため、職業生活優先の意識や固定的な性別役割分担意識をなくすとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、家庭生活・職業生活のバランスが取れた働き方やライフスタイルを考えることのできる環境づくりを推進します。

<施策項目>

- ①男女共同参画の推進
- ②企業等への啓発・広報の推進
- ③男性を含めた働き方の見直し

<施策>

①男女共同参画の推進

施策の内容	施策の方向性・目標
人権啓発活動とあわせて、講演会、男女共同参画セミナー、系統的に学習する講座などを開催しています。	家事や子育て介護の場面で、男女が協力し合うという意義を啓発するため、引き続き講演会や学習会を開催していきます。 さらに、父親を対象とした懇談会などの開催にも努めます。
ライフステージにおける該当期	住民

②企業等への啓発・広報の推進

施策の内容	施策の方向性・目標
育児休業制度や次世代育成支援及び男女共同参画にかかる企業等の役割について、啓発・広報に努めています。 子育て中の家庭に対して、仕事と家庭生活の調和を図りながら、子育てを楽しみながら生活ができるよう、住民への働きかけやポスター・チラシ等において、周知・啓発を行っています。	法の趣旨や社会的要請などについて理解を求めていくとともに、雇用主への子育て家庭への意識改革、社員等への働き方の見直しについて、啓発・広報を進めていきます。 企業への働きかけだけでなく、各個人それぞれが仕事と生活の調和を図ることができるよう見直し、実行できるよう、支援をしていきます
ライフステージにおける該当期	住民

③男性を含めた働き方の見直し

施策の内容	施策の方向性・目標
生活様式や社会情勢に応じて、次世代育成や人権の側面から、適切な仕事時間と生活時間の配分、家事・育児についての男女の適切な役割分担など、さまざまな行事や講演会で、働き方の見直しについて意識啓発に努めています。	固定的な役割分担意識を見直し、男女が適切な役割を分担していくよう、意識啓発を推進します。
ライフステージにおける該当時期	住民

(2) 仕事と子育ての両立

＜現状と課題＞

共働き家庭が増加している状況の中で、職業生活と家庭生活の両立は子育て家庭の大きな課題となっており、子育てに対する社会や職場の理解が重要です。

アンケート調査では、育児休業制度の利用状況についてみると、就学前児童の保護者の73.5%が、「利用しなかった」と回答しています。仕事と子育ての両立が求められる中で、仕事に時間を多くとられ、育児休業制度の利用率も低いという現状がみられます。

そのため、企業等に対して、育児・介護休業法への理解と啓発を進めるとともに、保育サービス及び放課後児童健全育成事業等の充実を図るなど、仕事と子育ての両立支援体制の整備、推進します。

＜施策項目＞

- ①育児休業や看護休暇制度等の普及啓発
- ②仕事と家庭生活の両立に向けた啓発
- ③保育サービスの充実
- ④放課後児童対策の充実

＜施策＞

①育児休業や看護休暇制度等の普及啓発

施策の内容	施策の方向性・目標
企業(事業所)に対して育児休業制度や看護休暇制度を取得しやすい労働環境の整備などについて、周知啓発を行っています。	育児・介護休業法による、育児休業や介護休業、看護休暇制度が広く普及できるよう、その趣旨や内容の啓発活動に努めます。 また、国・県・ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら推進していきます。
ライフステージにおける該当時期	住民

②仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた啓発

施策の内容	施策の方向性・目標
子育て世帯に対して、仕事と家庭生活の両立に向けた働き方の見直しを啓発し、特に父親の家事や地域活動への参加を促進しています。 事業所に対しては、行動計画の策定や周知など、次世代育成支援対策推進法による事業主の責務を周知啓発しています。	職業生活に片寄りがちなライフスタイルから、子育てをはじめとした家庭生活や地域活動への意識を高めることで、家庭生活の大切さと、仕事と両立することの重要性について啓発に努めます。また、事業主等にも、子育て家庭を理解し応援する環境づくりに努めるよう働きかけを行っていきます。
ライフステージにおける該当期	住民

③保育サービスの充実

施策の内容	施策の方向性・目標
子どもを安心して保育所に預けられ、保育していくことができるよう、通常保育の充実を図っています。また、保育士等の研修の充実等により、保育の質の向上に努めています。 また、多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、保育所等の情報提供や延長保育の充実を推進しています。	保育士等の質の向上のため、研修回数・内容の充実を図っていきます。 子どもの数及び保育ニーズを見極めながら、保育所の適切な配置に努めるとともに、多様な保育ニーズに対応し、老朽化している保育所の耐震化整備を推進していきます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童

④放課後児童対策（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）の充実

施策の内容	施策の方向性・目標
就労等の理由により保護者が昼間家庭に小学校低学年児童に対して、適切な遊びと生活の場として放課後児童クラブ（学童保育）を実施し、児童の健全な育成を図ります。また、放課後を利用して、子どもの健全育成、地域住民との交流等を図ることを目的に、放課後子ども教室を実施しています。	子ども・保護者の要望の把握に努めながら、放課後児童クラブの充実を図ります。 また地域の方々の参画を得て実施している放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）について、さらに効果的な取り組みが実施できるよう検討します。
ライフステージにおける該当期	小学生

6. 子ども等の安全の確保

(1) 交通安全等を確保するための活動

<現状と課題>

安全・安心な子育て環境の整備の中でも、交通安全等の確保は、毎日の通園・通学において、また、帰宅後の遊びや生活において、最も身近な課題となっています。

アンケート調査で、もっと力を入れてほしい施策について聞いてみると、つぎのような回答が寄せられています。

- ・歩道整備：通学路のガードレール整備、バリアフリー化
- ・交通マナー教育・啓発活動：高齢者に対する安全確保、不法路上駐車を取り締まり
- ・交通安全設備の充実：信号、カーブミラーの設置
- ・道路整備、スクールゾーンの見直し等
- ・暴走族等による夜間の騒音の取締り
- ・自転車道の整備、歩行者と自転車の分離

子どもたちを交通事故から守るため、道路交通環境の整備を進めるとともに、警察・保育所・幼稚園・学校や地域と連携・協力し、運転者や歩行者等の交通法規等の遵守や交通安全教室の開催など交通安全意識を高めるよう指導・啓発に努めます。

<施策項目>

- ①道路交通環境の整備
- ②交通安全を確保するための活動の推進

<施策>

①道路交通環境の整備

施策の内容	施策の方向性・目標
子どもにとって身近な道路の安全性を高めるため、道路整備について、学校や保育所等の周辺を中心に重点的に取り組んでいます。	子どもを含めた交通弱者の立場に立った安全対策に努め、引き続き、歩道の段差改良や自転車道の整備など、安全な通学・通園路や生活道路の整備を推進します。
ライフステージにおける該当期	就学前児童、小学生、中学生

②交通安全を確保するための活動の推進

施策の内容	施策の方向性・目標
近年、自転車による子どもの事故が増加しています。子どもを交通事故から守るため、就学前児童を主に対象とした交通安全教室の開催や、自転車マナーアップ運動による自転車指導、新1年生への交通安全啓発用品などを配布しています。 また、交通安全の日や春・秋・年末年始の交通安全運動では、通学路・主要道路沿いでの街頭指導、交通指導車による朝夕の広報活動を実施しています。	これまでの交通安全対策の事業を継続するとともに、保育所、幼稚園、小学校等において、実技指導やビデオ学習による巡回交通安全教室を開催します。 交通安全に関する自主的活動を支援するとともに、地域・保護者・関係機関が連携して、街頭指導や啓発活動を実施します。 また、地域の実情に即した交通安全運動を推進するため、町、警察、学校、幼稚園、保育所、関係民間団体等と連携・協力をとりながら、交通安全指導員等の指導力向上と地域における民間指導者の育成を図っていきます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童、小学生、中学生

(2) 子どもを犯罪等の被害から守る活動と被害に遭った子どもの保護とケアの推進

<現状と課題>

近年、子どもを対象とした犯罪が増加する中で、子どもがその犯罪の被害者となるケースも増加しています。犯罪に遭った子どもの精神的なストレスなど、保護のあり方についても大きな課題が浮かび上がってきています。

本町においても、下校時の防犯パトロールの強化、防犯のための街灯の整備、公園での防犯対策などがアンケート調査で要望されており、子どもを犯罪等の被害から守る取り組みが求められています。

子どもたちを犯罪等の被害から守るため、防犯等に関する情報の提供や防犯講習会等の実施及び防犯ボランティア活動を推進していきます。また、被害を受けた子どもたちを支援するため、関係機関と連携したきめ細やかな支援の充実に努めます。

<施策項目>

- ①子どもの犯罪被害を防ぐ対策の強化
- ②犯罪被害にあった子どもの保護とケア

＜施策＞

①子どもの犯罪被害を防ぐ対策の強化

施策の内容	施策の方向性・目標
子どもたちを犯罪等の被害から守るため、子ども見守り活動を継続するとともに、防犯意識の高揚と防犯パトロールの強化、防犯施設の整備を推進していきます。 「自分たちの街は自分達の手で」という基本的な考えのもとに、青色防犯パトロールカーの運行がボランティアによって行われています。県の「安全・安心まちづくり推進地区」の指定による多様な防犯活動を展開するとともに、犯罪抑止に効果のある明るい環境整備を行い、住民が、安全で安心して住めるまちづくりを実現します。	通園・通学路や公園などで、子どもの誘拐等の犯罪が発生しない環境整備を推進します。犯罪を呼ばない明るい環境整備のため、駅周辺など比較的治安が悪化しやすい地域を対象に、青色防犯灯の整備及び維持管理を継続します。 また、地域における通学路での声かけ運動、地域、学校、PTA、関係機関が一層連携を強化し、不審者に対する対応や犯罪被害に関する情報提供、地域における防犯ネットワークを整備・充実します。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童、小学生、中学生

②犯罪被害に遭った子どもの保護とケア

施策の内容	施策の方向性・目標
交通事故・犯罪・いじめ・虐待などの被害にあった子どもに対して、少年育成センターの相談活動やスクールカウンセラーの配置等で、ケースに応じて対応していきます。	交通事故・犯罪・いじめ・虐待などの被害にあった子どもの心身の健全な発達と自立を促していくために、専門家による継続的なカウンセリングなど、適切な心のケアを行う体制づくりに努めます。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童、小学生、中学生

7. 要保護児童への対応などへの、きめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

<現状と課題>

近年、全国的に児童虐待の件数は増加しています。また、児童虐待には身体的・精神的な虐待など、さまざまな事例があり、それぞれで対応方法も異なるなど、児童虐待防止への対策は深刻な社会問題となっています。

本町においても、家庭・地域の教育力の低下や不安定な社会・経済情勢などにより、育児への不安や混乱を生み児童虐待が発生しています。

子どもへの虐待を防止し、迅速かつ最良の対応をするため、行政・警察・保育所・幼稚園・小学校・児童相談所・地域が連携した防止体制の整備充実を図ります。

<施策項目>

- ①子育てに関する相談体制の充実
- ②児童虐待に関する相談体制の充実
- ③児童虐待に関する情報の提供と関係機関の連携

<施策>

①子育てに関する相談体制の充実

i) 育児相談事業

施策の内容	施策の方向性・目標
保健センターにおいて育児相談を実施しています。また、保健師、助産師による新生児訪問、来所・電話相談の対応のほか、乳幼児健診やあそび広場において相談に応じています。	新生児全戸訪問、乳児健診等で相談事業について周知するなど、引き続き、育児相談の利用を促していきます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童

ii) 育児支援家庭訪問事業

施策の内容	施策の方向性・目標
育児不安や虐待の恐れ等のある養育支援の必要な家庭に訪問支援を実施しています。訪問の結果、必要に応じて、指導や関係機関の紹介を行っています。また、関係機関と協議・連携を取りながら支援しています。	保健センター、児童相談所等関係機関と連携を図りながら、育児不安や虐待を予防し、安心して育児ができるように、引き続き家庭訪問を実施していきます。
ライフステージにおける該当期	就学前児童、小学生、中学生

②児童虐待に関する相談体制の整備

施策の内容	施策の方向性・目標
現在の児童虐待相談受付窓口は主には、保健センターと保健福祉課で相談業務を行っています。保健師や子育てアドバイザー(子育て支援相談員)が相談に応じています。	自分の行為を虐待と感じる親や、虐待と疑われる行為を周りで見たり聞いたりした人が早期に相談できる組織体制を充実させていきます。そのため、案件によっては複雑かつ深刻な問題も予測されることから、関係機関との連携体制を密にしていきます。さらに、夜間・休日の連絡体制がスムーズに対応できるよう、改善を図っていきます。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童、小学生、中学生

③児童虐待に関する情報の提供と関係機関の連携

施策の内容	施策の方向性・目標
「オレンジリボン」運動の推進を継続するとともに、関連機関の連携と連帯を深めるため、児童対策地域協議会の設置や虐待等の早期発見・早期対応、未然防止に努めます。	児童虐待は子どもの人権侵害でもあり、これらに関する学習の場や情報提供に努めるとともに、対処する専門職員の配置など、人的資源の充実と関連機関の連携を図ります。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童、小学生、中学生

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

＜現状と課題＞

近年、全国的に、離婚率の増加などにより、ひとり親家庭が増加し、子どもを取り巻く環境も変化をもたらしています。特に、母子家庭の増加に伴い、経済的支援・就労支援が課題となっているとともに、父子家庭においても、生活支援などの課題があがってきています。

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、各種の経済的支援や保育サービスの優先利用などの支援を実施していますが、今後さらに、自立と就業の支援を基本とし、子育て家庭、とりわけ母子家庭の生活支援や就業支援などを推進します。また、父子家庭についても、自立支援のあり方について検討していきます。

＜施策項目＞

- ①ひとり親家庭に対する支援の充実
- ②ひとり親家庭に対する相談体制の充実
- ③就労支援の充実

＜施策＞

①ひとり親家庭に対する支援の充実

施策の内容	施策の方向性・目標
ひとり親家庭の経済的支援のため、児童扶養手当制度、母子家庭等医療費助成・母子寡婦福祉資金の貸付等、各種事業施策を実施しています。	ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、母子家庭のみならず、父子家庭への児童扶養手当の新規支給します。また、県で進めている個々の自立支援プログラムを策定する事業などにより、町においても関係機関と連携し支援します。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童、小学生、中学生

②ひとり親家庭に対する相談体制の充実

施策の内容	施策の方向性・目標
母子家庭等医療費助成、児童扶養手当、要保護児童をはじめとする各担当や、関係機関が連携してひとり親家庭に対する相談対応をしています。	家庭相談室をはじめ、関係機関と連携し、相談・支援体制を充実します。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童、小学生、中学生

③就労支援の充実

施策の内容	施策の方向性・目標
母子家庭の社会的・経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金制度の普及・活用を推進します。	ひとり親家庭の社会的、経済的自立を支援するための諸制度の普及・活用を行うとともに、ハローワーク等と連携を図りながら、就労支援を進めていきます。さらに、保健福祉事務所と連携し、専門職員の配置により、母子自立支援プログラムの策定などの支援を進めていきます。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童、小学生、中学生

(3) 障がい児施策の充実

<現状と課題>

障がいには身体・知的・精神障がいと、その障がいの種類や程度によって生活状況が異なるため、支援する内容も異なってきます。また、一人ひとりの障がい程度により、支援する内容も異なっていると同時に、近年、発達障がいなどへの対応も求められています。

宇多津町では障がい者基本法及び障がい者自立支援法に基づき、障がい者計画及び障がい福祉計画を策定し、障がい福祉施策の推進と障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に努めています。

また、障がいのある子どもへの支援が効果的に実施されるよう、地域福祉や健康増進の分野の計画もあわせて整備を行っています。今後とも、本計画の中でも、障がいの早期発見、早期治療に努めるなど、医療・保健等との連携を密にするとともに、障がい者が家庭や地域社会において、自立して社会活動に参加できるよう、環境整備に努めます。また、障がい及び障がい児・者への理解に対する学習機会の提供に努めます。

<施策項目>

- ①障がい児保育の推進
- ②障がいへの早期対応
- ③特別支援教育の推進
- ④障がいのある人への理解、学習機会等の充実
- ⑤地域での支援の推進

<施策>

①障がい児保育の推進

施策の内容	施策の方向性・目標
療育相談支援事業を町内事業所に委託し、障がいのある子どもの保育について、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握、適切な環境のもとで障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通してともに成長できるよう、指導計画を作成し、保育を行っています。	障がい児保育の研修を実施し、適切な指導を行うことで、状態の改善をめざすと同時に、健常児との集団生活の中で、助け合いの心を養い、分け隔てなく接するという情操教育効果も期待できることから、これまでどおり、継続して障がい児保育を推進します。 さらに、民間保育園が障がい児保育を実施する場合に補助金を交付し、障がい児保育の環境整備を充実します。
ライフステージにおける該当期	就学前児童

②障がいへの早期対応

施策の内容	施策の方向性・目標
乳幼児健診時に保健師が発達検査を実施し、困難な乳幼児については臨床心理士が再度実施しています。乳幼児健診において精神運動発達面や育児環境、親子関係などで気になる乳幼児については、発達相談など母子保健カレンダーにて紹介しています。また、保健師が保育所を訪問し、気になる乳幼児について保育士と子どもの状態について共有しています。ケースによって必要な場合には、保健所、児童相談所、医療機関等の関係機関と連携をとっていきます。	発達の遅れや心身に障がいのある児童について、健康診査後のフォロー体制の充実や保育所・幼稚園・学校・保健センター・県の障がい者センター等が連携を密にすることにより、障がいの早期発見に努めます。 また、保護者と保健師が子どもの状態を共有し、保護者が不安や悩みを相談できる関係をつくっていきます。 さらに、保育所等で理学療法士、作業療法士によるリハビリ訓練を実施します。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童

③特別支援教育の推進

施策の内容	施策の方向性・目標
適切な就学指導に努めるとともに、個人に応じた支援が図られるよう、特別支援教育の推進を図っています。特別支援教育支援員の配置等、施策の充実に努めます。	LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)等を含めた障がいのある児童について、関係機関との連携により、特別教育を支援するネットワークを充実するとともに、専門的な対応のできる総合的な教育支援体制を整備していきます。
ライフステージにおける該当時期	小学生、中学生

④障がいのある人への理解、学習機会等の充実

施策の内容	施策の方向性・目標
人権教育及び人権啓発を通して、障がいのある人への理解を深めるとともに、保育所、幼稚園、小学校、中学校での社会福祉施設への訪問、職場体験などを実施する。	幼い時期からごく自然なかたちでボランティアに係わり、障がいのある人とのふれあいを楽しめる資質を育てるため、特別支援学校や社会福祉施設での体験学習の機会を提供できるよう、関係機関との連携を充実していきます。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童、小学生、中学生

⑤地域での支援の推進

施策の内容	施策の方向性・目標
児童デイサービスの利用促進、児童居宅介護、児童短期入所の利用による保護者負担の軽減、障がい児タイムケア事業実施を継続して推進していきます。	障がいのある子どもの将来の自立をめざし、発達支援や家族支援を通じて、ライフステージに応じた一貫した支援が求められています。児童デイサービスや地域生活支援事業などの障害福祉サービスの充実と障害のある子どもが他の子どもと共に遊び・学び・活動できるよう、関係機関と連携し、地域での生活の自立を支援します。
ライフステージにおける該当時期	就学前児童、小学生、中学生

8. 推進協議会委員の提言

平成21年3月から5回にわたり次世代育成支援対策推進協議会を開催し、本町の子育て支援について、それぞれの立場から意見をいただきました。ここに、協議会での主なご意見・ご提言を以下にまとめます。

■次世代育成支援対策推進協議会でのご意見・ご提言

1. 色々な子育て支援サービスや子育て相談業務が実施されているが全体としてどういったサービスがあるのか分かりにくい。できることなら子育てに関する窓口をまとめることはできないのか。また、宇多津町の子育て支援の拠点となるような施設がどこかにあるとよい。
2. 子育てサービス情報については、町広報、ホームページ、携帯電話などで周知されているが、出産から中学生までの各世代に応じたサービスの内容を分かりやすくまとめたものがあるとよい。子育て支援の冊子は転入時や母子手帳を交付する時などに一緒に配布したらどうか。
3. 子育て支援事業を実施する場合は、事業の目標を定めて計画し、実行したら評価を行い、目的が達成できているかどうかを検証してもらいたい。
4. 宇多津町は、ボランティア活動や寺小屋教室など、町独自の文化財等を活かした子育て支援が行われているので、そういった地域の特色のある取り組みをより一層進めてもらいたい。
5. 町内には、各自治会にコミュニティー分館があり昼間はあまり使用されていないので、地域の子育て支援の場として活用してはどうか。
6. 幼稚園では一時預かり（延長保育）を希望している保護者も多く、是非、そういった要望についても検討してほしい。
7. 色々な子育て支援サービスが利用できたとしても、各家庭で親が責任をもって子育てをすることが基本であり、本質を間違えないようにしてもらいたい。

第5章 目標事業量

下記の事業については、全国共通に、市区町村単位でニーズ量を把握し、目標事業量を設定することとされています。

事業の目標年は、平成22年（新待機児童ゼロ作戦の集中重点3か年の最終年）、平成26年（後期行動計画の最終年）、平成29年（新待機児童ゼロ作戦の最終年）とします。

事業項目		単位	平成 22 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
通常保育事業	3歳未満児	人	242	260	273
	3歳以上児	人	304	310	315
延長保育事業		人	90	90	90
		か所	5	5	5
夜間保育事業		人	0	0	0
		か所	0	0	0
トワイライトステイ事業		人	1	1	1
		か所	1	1	1
休日保育事業		人	110	120	130
		か所	2	2	2
病児・病後児保育事業		日数	0	260	390
		か所	0	1	1
放課後児童健全育成事業		人	135	214	271
		か所	3	3	3
放課後子ども教室		か所	2	2	2
一時預かり事業	合計	日数	1,560	2,340	3,120
	保育所型	か所	3	3	3
	地域密着型	か所	0	0	0
	地域密着型Ⅱ型	か所	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	センター型	か所	1	2	2
	ひろば型	か所	1	1	1
	児童館型	か所	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業		か所	0	1	1
ショートステイ事業		場所数	0	0	0
		施設数	1	1	1

第6章 計画の推進

1. 町民・関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、宇多津町の関係する課をはじめ、国・県・周辺市町村など行政機関や子育て支援団体等と連携を図りながら取り組んでいきます。

2. 社会・経済情勢や財政状況への的確な対応

本計画の基本理念の実現に向けた基本施策の実施にあたっては、今後の社会・経済情勢や国の動向に的確に対応しながら、可能な限り着実に推進するよう努めます。

3. 計画の実施状況の点検及び推進体制

町民の意見を反映させるために、本計画の実施状況の把握・点検を行い、町民ニーズの変化や国の動向などにも的確に対応するよう、必要に応じて適宜見直しを行います。

本計画の基本理念の実現に向け、着実に推進するためには、行政だけの施策では十分ではありません。家庭や地域が次世代育成支援の理解を深め、それぞれの置かれた状況に応じた役割を果たしていくことが求められています。

資料編

宇多津町次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 宇多津町における次世代育成支援対策の推進に関し必要な事項を協議するため、宇多津町次世代育成支援対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 宇多津町における次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のために宇多津町が講ずる施策その他の取組をいう。

(協議事項)

第4条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 宇多津町が講ずべき次世代育成支援対策の決定に関すること。
- (2) 宇多津町が講じた次世代育成支援対策の評価に関すること。
- (3) 宇多津町行動計画の策定に関すること。
- (4) その他宇多津町次世代育成支援対策に関すること。

(組織)

第5条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表者
- (3) 保育機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 協議会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

第8条 協議会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができるものとする。
- 3 委員が協議会に出席できない場合は、当該委員より委任を受けた者が代理人として協議会に出席できるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に協議会において定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

宇多津町次世代育成支援対策推進協議会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属 等	備 考
江藤 薫子	青山幼稚園保護者	
大西 絵美	宇多津幼稚園保護者	
角道 純子	宇多津町母子愛育会長	
近藤 ルミ	宇多津北小学校保護者	
玉置 忠徳	香川短期大学子ども学科教授	
長本 珠恵	宇多津幼稚園保護者	
中野 盛太郎	わかくさ保育園保護者	
西尾 節美	中央保育所長	
西本 祐子	サポートママモコモコ代表	
野崎 晃広	四国学院大学社会福祉学部子ども福祉 学科長 准教授	委員長
野村 一夫	宇多津小学校長	
宮崎 美保	平山みらいっこクラブ会長	
宮武 麻美	保健センター保健師	
宮本 隆義	宇多津町民生委員児童委員協議会長	
山地 由美子	わかくさ保育園長	